

これまでに寄せられた意見の結果

法教育研究会

平成15年7月に当研究会が発足してから、これまでに25件の意見が寄せられた。本資料は、寄せられた意見を、個人・団体の別などに従い整理したものである。

目 次

第1	個人・団体から寄せられた意見	1
1	男性, 40歳, 沖縄県, 自衛官	
2	男性, 23歳, 作家・映画監督・格闘家	
3	男性, 16歳, 愛媛県, 高校生(4件)	
4	女性, 57歳, 東京都, 消費者団体事務局	
5	男性, 23歳, 新潟県, 大学院生	
6	女性, 45歳, 神奈川県, パートタイマー	
7	東京リーガルマインド	
第2	学校関係者から寄せられた意見	24
1	男性, 48歳, 東京都, 高校教諭(社会科)	
2	男性, 35歳, 神奈川県, 高校教諭(社会科)	
3	男性, 25歳, 岐阜県, 高校教諭(公民科)	
4	男性, 茨城県, 高校教諭(公民科)	
5	男性, 50歳, 神奈川県, 高校教諭(公民科)	
6	男性, 57歳, 大阪府, 小学校教諭	
7	男性, 47歳, 静岡県, 中学校教諭(社会科)	
8	男性, 大学教授	
9	男性, 兵庫県, 大学教授	
第3	司法書士関係者から寄せられた意見	36
1	日本司法書士会連合会	
2	大阪司法書士会	
3	神奈川県司法書士会日司連等照会対策委員会	
4	全国青年司法書士協議会	
5	男性, 51歳, 福島県, 福島県司法書士会所属	
6	女性, 42歳, 大阪府, 大阪司法書士会所属	

第1 個人から寄せられた意見

(男性, 40歳, 沖縄県, 自衛官)

- 1 文中各所に「法の支配」との言葉が出てくるが、これは本来、判例法主義による英米法の原理において関係するもので、大陸法を基本とする日本にはそぐわないものである。あくまでも日本においては法は議会などによる制定過程を経て国家が法を制定するのだから「法治主義」を基本とすべきである。
- 2 法には国際法もある。特に1949年ジュネーブ第1～4条約を批准する我が国はこの条約において国民に教育する義務があるはずであるが、現在、日本では公教育において、まったく行われておらず条約違反の状態である。これの解決も図るべきである。

(男性, 23歳, 作家・映画監督・格闘家)

- 1 法的主体性に関する意見：

(従来 of 日本国民各自が、「統治客体意識」しか有して居なかったかの様な記述を拝見。その様な極端な命題を提示し得るだけの調査根拠はおありか。一応、見解進展の便宜の為、従来 of 日本国民の大勢が「統治客体意識」に偏重して居たとの前提を用いる。)

個体的な考慮と社会的な考慮の両方を同時に成し遂げられ、創造的で安全な環境状況を形成維持する主体的な国民へと子供を影響しようとの旨は善。そこで、なにゆえ創造や、創造を可能とする環境状況を主義とする必要があるのか、説明する必要がある。更に、「法の支配」と言う概念の用語を再検討する必要もある。

創造に関しては、それが存在者の究極の活動である事を、遊戯の面から説明すれば適当。生産は創造を実現する為の基盤。生産だけではつまらない。創造こそ面白い。併し、創造は暴走し得る、だから法的な形式が必要である。そこで、法とは形成的な影響を有したプログラムのな方程式表現だ、と言う観点を導入すれば更によい。

国家はプログラムに即して展開され、各自はプログラマーとしてそれを改善し得る。併し、その影響適用を、全体に対してするには、安全な制御方法が必要であり、その為に立法や司法や政府や法律がある。そこで、その様な設定上での法律の絶対性と、歴史進展上に於ける法律の相対性をも併せて説明すれば、現状の法律を尊重する精神と、将来に向けて、所謂合法に法律を革新する精神を養われる。

主体性形成に関して重要なのは、(1) 法律が可变的である事、(2) 法律は法律以外の物事に関して機能的である事、(3) 各自は法律表現を介しての創造的形成主体であり得る、(4) 各自は物事を使用して、大義を果たし得、そうやってこそ持続し得る究極の創造的喜びを達成し得る事を教育する事である。

その為に、法律を、プログラムのな形成影響を有する方程式表現と言う風に用語する事は、利点あると思う。しかも、文系と理系思考を繋げるのにも便利だと思う。

(敢えて或る法律や憲法や判決が間違いである、と言う視点を有した班と、正しいと言う視点を有した班との論議も重要。更に、クラス全体として、間違いである、と言う風な解釈を示す練習もまた重要。批判的精神と、創作精神教育によい。用語批判もよいし、現状の法律的状况が如何にくだらなやか、如何にすばらしいか、と言う視点での討論もまたよい。)

2 秩序形成と公共性に関する意見：

（法の維持形成の目的が何か、今ひとつ不明。創造性発揮，活力発揮と，生活幸福の合成だと理解。併し，創造性と生産性のどちらに重点が置かれて居るかが不明。一応，創造性に，と推断する。）

公共的な秩序形成と維持に関して教育するにあたって，物事の全体が一種の物語であり，各自は其中で意義をもって活動する主体だ，と言う考え方は，法教育的に重要だと思う。そして，正義とは，正しい意義としてこそ最高の意味効果を発揮し得る。秩序とは，物語の進展上必要な筋道の安定であり，共有的な交通可能性の確保である。

秩序を害する事柄に関しては，争いや紛争などと言う風に表現するより，一般的には問題や課題，対立と調和，と言う風に表現して置いた方がより一般的な用語として適当。プログラム適用する過程において，古いのや，新しい問題を解決する為にや，課題を克服する為に，プログラムを改変する，と言う考え方が，便利。そして，それは全体的な物語と，その体験の受容形態として個体存在者の両方の遊戯利益を優先考慮に入れて，成し遂げられる事が最適。

纏めて言えば，（１）全体進展を物語として観る視点，（２）正義を正しい意義として観る視点，（３）各自を意義的な創造要素として観る視点，（４）共有的な交通可能世界が，各自の努力を以て不断に維持される必要のあるものであると観る視点，（５）プログラムとしての法律は手段であり，各自はそれを使用する主体であり，その使用者として尊重する利益がある，と言う視点，（６）個体とは行動達成と効果体得の一形態であると言う視点が，教育的に便利だと思う。

3 実見体験に関する意見：

体験的な法教育は大変好ましい。そこで，法律は便利な集団制御道具であり，善を肯定したり，悪を否定するのに有効な手段である事を，実見し得。主体教育的な面からすれば，法律は状況の変化に応じて変わる必要がある，と言う事を事例的に説明したり，法律は時には間違い得る不完全性を含み，それは不断に対処する必要を有す，と言う説明をする事は当然便利。

模擬法律的体験をするにあたって，高等学年の場合，生徒が被害者であり，悪徳商法者であったり，権力者である設定をそれぞれ体験するのもよいと思う。言わば，法律とは善悪両方に使い得るナイフであり得，悪を知ってこそ，善をなし得る視点からや，悪をも知ってて，その長期的な有害を知って居る現実的な善者の構成を目指す視点も重要だと思う。

そして，最終的に，法律プログラムの有効を現実にするには，力が必要であり，力は有能さや努力の賜物である，事を付記する必要あり。更に，力だけでは盲目である事を付記し，力と智の両方をもつ必要がある，事を強調する。更に，悪をなし得るが，敢えてなさない相手に対する感謝の念を抱かせるのもよい。各自の日常に於ける物事を一々極端に裁判紛争的に考えさせるのも一案。法律の不備と便利と，それに関与する必要と，その有意義さを自覚させるのによい。

4 まとめ：

- （１）法律は手段である。
- （２）法律は可変である。
- （３）法律は善悪利害を有す。
- （４）法律は物語の手段である。

- (5) 物事は物語の手段である。
- (6) 各物事は機能的な形態である。
- (7) 創造的な主体性発揮が究極の活動である。
- (8) 個体は性質包摂と発揮の形態である。
- (9) 考慮は複数階層的であるほどよい。
- (10) 努力，勤勉，有能，大志はよくて，面白いものである。
- (11) 暴走防止と共有可能の為の制御装置・方法は便利必要である。

(男性，16歳，愛媛県，高校生)

1 授業の進め方

法律は，社会を支えるために重要なところに位置し，また，ときには，その解釈などに関して，様々な論議が行われます。法律の解釈の仕方は，十人十色であり，その解釈の仕方の一つの方向に位置づけることは，社会的に危険性が高いと思われます。特に，社会的経験の少ない小中学生は，その分，物事に対する自由な発想を持っており，解釈の仕方の一つの方向に位置づけることは，その自由な発想をなくしてしまうことにもつながりかねません。そこで，今回実施することが検討されている小中学校での法教育は，以下の順序で進めることが適当ではないかと思えます。

悪徳商法，差別及びいじめ等の日常的な問題を，法的に防止するための手段について，講義する。

法律に関して，生徒の関心が高いと思われる事項を，学校に派遣された弁護士，司法書士，裁判官などが講義する。

生徒に，法律に関して調べたいことを決めさせ，それを，レポートなどにまとめさせる。

法律に関して，生徒の関心が高いと思われる事項から議題を決め，授業の中で討論を行う。

生徒に，法律に関して授業で学んだことをもとに，自己の意見を発表させる。

(1) 日常的な問題を法的に防止するための講義を行う

この講義は，日常的な問題について，法的に防止するための手段として一般的な方法を紹介することを目的としています。

この講義においては，生徒の考えの一つの方向に位置づけないように留意する必要があります。そこで，「この講義において紹介する防止手段は，単なる一例でしかなく，法律の様々な解釈の仕方により，異なる方法でその問題を解決することができる」ということを，生徒が十分に理解することができるような方向で，授業を行っていく必要があると思えます。

また，その授業は，生徒が積極的に意見を述べることのできる環境の中で，進められていく必要があると思えます。そのために，「法律の講義を行う教師等は，一方的に授業を進めることのないようにし，生徒の意見を取り入れながら，各生徒の理解度に応じて，授業を進める」という指針を，この法教育の指針の一つとして盛り込む必要があると思えます。

また，その講義の中で，重要なものでありながら，比較的認知度の低い知的財産権について取り上げることも，必要ではないかと思えます。

(2) 学校に派遣された弁護士，司法書士，裁判官などの講義を行う

この講義は、生徒の法律に関する関心や知識をより深いものとすることを目的としています。

法律に関する生徒の関心が高まると、生徒から、様々な質問が出ることが予想されます。しかし、その質問には、法律に関するかなりの知識を有する者でなければ、対応することが難しいと思われます。そこで、各学校に、法律の専門家などを派遣し、生徒から質問の多かった事項を、その派遣者が講義を行う形式での授業が必要であると思われます。

また、その派遣者として、弁護士を対象とすることが考えられますが、しかし、弁護士の不足する日本では、それが難しいと思われます。そこで、弁護士に代わって、司法書士を派遣する制度を確立させることが必要であると思います。

そして、それとともに、裁判の実態などを裁判官が講義する制度なども、検討をすることが必要であると思います。

(3) 各生徒に研究をさせ、レポートなどにまとめさせる

これは、レポートなどにまとめることで、生徒の理解力を高めることを目的としています。

法律を深く理解したり、考察したりするためには、法律に対する十分な理解力を備えている必要があります。つまり、法教育には、生徒の理解力を高めるための、研究を中心とする授業が必要であると思われます。

そこで、「生徒が、各生徒が関心を持った法律に関する物事を自由に研究し、そして、それをレポートなどの形で発表する」という授業形式を提案します。また、その研究において、インターネットなどのメディアを利用させることで、生徒に、新しいメディアの活用力をもつけさせることができると思います。

しかしながら、現在の法律に関する資料は、専門家を対象として作成されているものがほとんどであり、生徒が、小中学生向けの資料を収集するのは難しいと思われます。そこで、この授業形式の導入にあたっては、法務省や文部科学省が連携して、小中学生向けの資料を作成していくことが必要であると思います。

(4) 授業の中で討論の時間を設ける

これは、生徒が、法律に関してより積極的になるようにすることを目的としております。

法律学の基本は、他人と議論し合うことであり、討論を中心とする法教育は、学生の一人一人が、自由な発想を持ち、かつ、法律に関してより積極的になるために、最適な方法ではないかと思えます。

今まで一般的に行われてきた、先生が生徒に対して物事を教え、生徒がそれを筆記帳などにまとめる授業形式は、確かに、一般の授業では、その内容を理解するために最適であると思われます。しかし、法律は、その内容が複雑なため、法教育を一般の授業形式で行うのみでは、学生が、法律に関心を持ち、その内容を積極的に理解しようとするようにはならないと思います。

教育は、強制すべきものではなく、生徒が積極的に物事を理解しようとするものの手助けとなるべきものです。ですから、法教育では、生徒に、法律の基本的知識を教えることだけではなく、法律への深い関心を抱かせることを目的とすべきだと思います。

そのことを踏まえると、法教育には、討論の時間を設けることが必要であると思

います。

(5) 授業で各生徒に意見などを発表させる

これは、生徒が、法律に関して授業で学んだことをもとに、自己の意見などを発表することで、生徒に達成感を与えることを目的としております。

発表の仕方には、様々な方法が挙げられますが、現代社会の状況に合わせ、インターネットなどでの発表や、電子メールでの意見の交換を中心にすることを提案します。

まず、インターネットで発表を行うために、法務省や文部科学省が連携して、小中学校が、自由に意見を掲載したホームページを公開することができるような、専用のサーバーを設置することが、理想的であると思います。それにより、各学校が意見を交換することの効率化を図ることができると思います。

また、インターネットを中心とした授業制度を確立するために、今後、各学校に十分な数のコンピューターを設置することができるように、今まで以上に政策を進めていく必要があると思います。

2 授業で使用する教材や資料

法教育は、今までほとんど学校では取り上げられていなかったことであり、授業では、充実した教材や資料が必要であると予想されます。

そこで、その教材や資料として、以下のようなものを利用することを提案いたします。

(1) 教科書

教科書には、悪徳商法、差別及びいじめ等の日常的な問題及び知的財産権についての関係法令や、それに関する近年の裁判事例などを中心に掲載することを、提案いたします。また、過去に収集した生徒の意見から関心の高いものを抜粋し、掲載することも考えられます。いずれにしても、その法解釈が単なる一例に過ぎないことを十分に理解させる形で、教科書を作成していく必要があると思います。そこで、教科書の末尾などに、「法律の解釈は、他人の意見のみにとらわれず、国民一人一人が自由な発想で考えていくべきものである」という内容を掲載することを、提案いたします。

(2) その他資料

一般の授業と比べ、法律の授業では、より多くの資料が必要であることが予想されます。しかし、現在、子供向けの法律書はほとんどなく、生徒が法律に関する資料収集を行うことは、困難であると思います。そこで、この法教育の実施の検討と並行して、法務省や文部科学省が、子供向けの法律資料を作成する必要があると思います。その資料として、具体的に、次のような資料を作成することを、提案いたします。

ア 子供向けの法令書

法律を理解するには、条文を読むことが最適ですが、六法全書など、内容の難解な市販の法令書では、授業に使用することは難しいと思われます。そこで、六法などの重要法令を抜粋し、子供向けに書き下ろした、「子供向け法令書」を作成し、生徒に無償配布することを提案いたします。

イ 法律に関するホームページ

前に述べたように、法律の授業では、インターネットを活用することが必要で

あると思います。そこで、法務省や文部科学省が共同で、小中学校向けの法律に関するホームページを公開することを、提案いたします。

また、そのページでは、授業で取り扱う内容を、より分かりやすく、なおかつより詳しい部分まで掲載し、また、授業で取り扱わない内容においても、現在、社会的に関心の高い法律などを掲載することを、提案いたします。

ウ 法律新聞

法律に関する最新情報を生徒が知ることのできるように、新聞社への委託によって、学校向けの法律に関する新聞を作成し、各学校に配布することを提案いたします。日々刻々と変化する法令に対応するためには、法律に関する最新の資料が必要です。そのため、定期的に資料を発行し、各学校に配布する必要があります。そこで、定期刊行物としては最も一般的な新聞を資料とすることで、それを実現していくことが、良好な方法であると思います。

また、その新聞は、有料又は無料で希望者に配布することも、その実施とともに検討することが必要であると思います。

エ 教材用ビデオ

法務省や文部科学省が共同で、法律に関するビデオを制作することを提案いたします。そのビデオでは、裁判手続の再現ビデオなど、本などでは取り上げることの難しい内容を中心に上げていくことが、理想的であると思います。

3 法教育の指針

法律学は、一般の学問とは異なり、様々な法解釈の仕方があり、答えの定まらない学問です。そのため、その他の授業の指針とは全く異なった指針が、法教育の授業では必要であると思います。法教育を学校で行うためには、授業でそれを取り扱うための指針を、具体的に明示する必要があると思います。

また、その指針としては、以下のことを盛り込む必要があると思います。

- (1) 生徒一人一人が、自分自身の意見を持ち、その意見を積極的に発表することができる授業にする。
- (2) 決して、生徒に、型にはまった考え方を教えず、また、生徒一人一人の個性あふれる意見を大切にする。
- (3) 授業の中で、議論の場を多く設ける。
- (4) クラス内の意見のみでなく、学年内、学校内の様々な意見を、授業に取り入れる。
また、ときには、インターネットなどを活用して、より多くの意見を収集する。
- (5) 生徒に、法律的知識を身につけさせることを、その目的とするのではなく、法律への関心を持たせることを、主な目的とする。
- (6) 物事を法的に解釈するときに、客観的な解釈を行うべきことを教える。

4 新しい発想のもとでの授業

法教育は、今までの学校教育とは全く異なったものであり、そのやり方として、今まで学校教育で導入されていなかった新しい授業形式を導入する必要があると思います。特に、小学生は、中学生と比べて知慮が浅薄であるので、小学校で法教育を導入する場合には、中学校でそれを導入する場合以上に、新しい授業形式の導入を推し進めていく必要があると思います。

以下は、その新しい授業形式の一例であり、ぜひ、法教育の一環として導入することを検討していただきたいことです。

模擬裁判

これは、生徒が、クラス内で原告、被告及び裁判官に分かれ、模擬の裁判を行っていく授業形式です。その授業は、学校に派遣された裁判官などの指導のもとで行うことが、理想であると思います。

5 最後に

以上を踏まえ、法教育のやり方に関しては、インターネットで意見を募集するなど、国民の幅広い意見を取り入れながら、検討していく必要があると思います。また、法教育を学校で取り入れる場合は、法教育を行うのに十分な時間をとることができるよう、各教科の授業時間の割当てなど、現在の学校制度を改めて見直す必要があると思います。

(男性、16歳、愛媛県、高校生)

1 授業の中で取り上げるべき内容について

今回実施することが検討されている法教育では、日常的な問題を取り上げることが一番の課題となっている点につきまして、賛成の意を示したいと思います。長年にわたり、授業の中では、法律を日常的な面から見ることがあまりなく、憲法等の抽象性の高いもののみが、取り上げられてきました。確かに、何事も、基盤を構築した上で、具体性の高い物事に目を向けることが大切ではありません。しかし、法教育は、本来、国民一人一人が日常的な問題を法的に解決する方法を身につけ、また、法律に関する関心を抱くようになるのが、最終的な目標であり、そのためには、法教育で、なるべく具体性の高い内容を取り上げなければならないと思います。

現在、我が国では、悪徳商法や少年犯罪の増加等が、重大な社会問題となっています。また、男女差別や部落差別等、古くからの差別意識が、現在でも根強く残っています。法教育では、このような社会問題の解決方法を中心に取り上げることが、適当ではないかと思います。

また、インターネット等の情報技術が発達し、だれでも自由に情報を交換することができるようになった現在、著作権の侵害など、知的財産権の侵害が、重大な社会問題となりつつあります。しかも、その中には、権利の侵害をしていることに気づかずに、侵害行為を行ってしまうなど、国民の知的財産権に対する認識不足のために発生しているものも多くあります。特に、登録を必要とせず、かつほとんどの人がかかっている著作権等は、その分、認識が低く、日常的に、しかも悪意なしに、侵害行為が行われているように思います。

この問題を解決するためには、国民の知的財産権に対する認識を高めることが、適当ではないかと思います。そのために、ぜひ、法教育の中で、その問題を取り上げていく必要があると思います。

2 現在の小中学生の法律に対する認識について

小中学生の間での法律に対する認識について、あくまで自分の知る範囲ではありますが、意見を述べたいと思います。

一般に、小中学生の間では、ニュース等で多く取り上げられる犯罪行為等に関しては、多大な関心がありますが、民事事件などに対しては、あまり関心がないように感じております。そのため、小中学生は、刑事に対する知識や関心が高い一方で、民事に対する知識や関心は、比較的低い傾向にあるのではないかと思います。

そして、それゆえに、「刑罰法令は、本来、公共の利益のためにあり、私的な利益は、民事の規則によって保護される」ということが、あまり認識されず、法律は刑罰法令で成り立っており、刑罰に触れなければ、すべて適法行為であるという間違った認識が、一般的にあると思います。これは、いわゆる法家思想のような考え方であり、法律の本来の目的である『国政による福利は、国民がこれを享受する』という考え方とは、著しく反しているように思います。

つまり、現在の小中学生は、法律の基本をも、十分に認識するに至っていない傾向にあるのではないかと感じております。

また、この問題は、現在の少年の考え方にも大きくつながっているのではないかと思います。つまり、現在の少年の間では、罰則さえ与えられなければ、どのような行為をしてもかまわないという考え方や、年少者は、刑罰が軽いので、罪を犯してもかまわないという、間違った考え方が広まり、そして、それが、深刻な少年犯罪の発生につながっているように思います。

以上の点を踏まえ、法教育の中では、民事法を多く取り上げるとともに、「刑罰法令は、本来、公共の利益のためにあり、私的な利益は、民事法によって保護される」という考え方を、生徒一人一人が改めて認識しなければならないと思います。また、民事法は、刑事法と比べ、国民一人一人に身近な法律であり、本来、刑事法以上に關心を持ちやすいものです。法教育の中で、民事法を多く取り上げることで、生徒一人一人が、法律により良い關心を持つことができるようになるのではないかと思います。

3 法教育の授業時間について

法律は、複雑なものであり、かつ様々な解釈の仕方があるため、法教育で取り上げるべき内容は、多種多様であると思います。そのため、法教育を十分に実施するためには、多大な授業時間の割当てが必要であると思います。しかし、仮に、現在の授業時間の割当てのまま、公民分野の授業の中で法教育を実施する方法をとれば、法教育が充実したものにならないことが予想されます。そこで、この法教育の実施に当たっては、公民分野の授業時間の割当てを増やし、公民分野の授業の中で法教育を行い、又は、法教育を、公民分野とは別に、新しい分野として実施する必要があると思います。

4 法教育で使用する教科書について

法教育のための新しい教科書は、重要法令及び判例を抜粋し、子供向けに書き下ろしたものを掲載し、また、難解な内容については、具体例を詳細に示して分かりやすく説明するなど、子供向けの法律書が不足する現状を踏まえ、生徒にとって最も利便性の高く、充実した法律書となる必要があると思います。また、その内容についても、生徒が日常生活で多くかかわっている物事や生徒の關心の高い物事を、中心に取り上げていく必要があると思います。

そこで、法教育用の教科書には、以下のような内容を取り上げることを提案いたします。

(1) 民法第一編（総則）及び第三編（債権）

民事の基本である民法第一編については、私権の基本、人の行為能力及び法律行為等を中心に取り上げ、第三編については、契約の効力、不当利得及び不法行為を取り上げる。

(2) クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、その制度があることの認識は高いが、実際にどのような手続をとればよいのかは、あまり知られていない。この教科書においては、クーリング・オフの手続に関して、詳細に取り上げる。

(3) 消費者契約法

いわゆる悪徳商法の対策のために実施されたのが、この法律であるが、新しい法律であるために、認知度が低い。この教科書においては、その法律の内容を、身近な例を紹介するなどして、わかりやすく説明する。

(4) 無限連鎖講の防止に関する法律等

(5) 貸金業の規制等に関する法律

(6) 「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

現在、いわゆるねずみ講やヤミ金融に関する問題が多発し、社会問題となっている。この問題の対策を、上記のような法律を紹介し、説明する。

(7) 差別及びいじめ問題等に関する判例

差別及びいじめに対応する法律は、あまりなく、具体的に法令を取り上げ、対策を説明するのは、難しいと思われる。そこで、このような問題については、教科書には判例などの一部を掲載するにとどめ、具体的な内容は、授業の中で討論の時間等を設けて、生徒に意見を発表させる。

(8) 労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法等

(9) セクシャル・ハラスメントに関する法令（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等）及び判例

勤労は、国民のだれもが行うべきものであり、それゆえに、労働者に対する差別待遇等、労働者間での問題は、重大な社会問題に位置していると思われる。そこで、上記のような法令等の内容を具体的に取り上げ、このような問題の対処方法を説明する。

(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

これは、今まで法律がほとんど介入しなかった配偶者間の問題を解消するための画期的な法律であるが、新しい法律であるために、その具体的な内容に関して認知度が低い。この教科書においては、その法律の内容を、身近な例を紹介するなどして、わかりやすく説明する。

(11) 冤罪対策に関する法令等（「刑事訴訟法」の自白強要の禁止及び逮捕の制限等、「国家賠償法」、「刑事補償法」並びに「少年の保護事件に係る補償に関する法律」等）

冤罪は、長年にわたる社会問題となっており、それをなくすための方法は、いまだに見つかっていない。そこで、上記のような法令を取り上げるとともに、授業の中で討論の時間等を設けて、生徒に意見を発表させる。

(12) 少年法

近年、少年法は、少年犯罪の防止のために、数々の改正が行われてきた。そこで、この教科書の中で、少年法がどのように改正されてきたかを、詳細に説明し、それをもとに、レポートや、授業中の討論の時間等を利用し、今後、少年法をどのように改正していけばよいか、生徒一人一人に考えさせる。

(13) 著作権法

知的財産権の中で、最も一般的である著作権等について、具体例を紹介するな

どして、分かりやすく説明する。

(14) 裁判制度

現在行われている裁判制度を、教科書や教材用ビデオで、分かりやすく説明する。また、陪審制又は参審制の導入など、新しい裁判制度として注目されているものを、紹介する。

(15) まとめ

教科書の最後に、「法律を学ぶに当たっては、他人の法解釈にとらわれ過ぎてはならず、その解釈は、自分で導き出さなければならない」という旨を掲載する。また、物事を客観的に捉えることの重要性を、説明する。

5 授業の進め方

法律社会といわれる米国では、教育の現場において、討論やレポートが積極的に取り入れられており、それが、生徒に良い影響を及ぼしているように思われます。ぜひ、この法教育において、このような討論やレポートを積極的に取り入れていただきたく思います。

6 法教育研究会について

法教育研究会は、今後、法教育の実施に当たって、最も重要なものとなることが予想されます。そこで、この研究会では、慎重に、法教育の実施に関する検討を行っていく必要があると思います。また、法教育は、我が国の今後の社会的動向に、重大な影響を及ぼすおそれの高いものであり、その議論に当たっては、『内外の関係各界』のみならず、『日本国民』から、幅広く意見を取り入れる必要があると思います。

(男性、16歳、愛媛県、高校生)

1 法教育においてインターネットを用いる理由

法教育においては、講義形式の授業よりも、討論形式や、レポートの作成などの研究形式の授業が、重要であるように思います。討論や研究には、幅広い意見の交換や、研究のための多くの法律資料が必要となります。しかしながら、手紙を用いての意見交換や、書籍からの法律資料の検索を主体とする授業では、授業の効率化を図ることができないと思われます。そこで、法教育においては、積極的にインターネットなどのネットワークを用いることを要望いたします。

2 インターネットを利用した授業の進め方

法教育においては、積極的に意見を交換することが必要です。そこで、まず、その導入段階として、電子メールを用いた他校との意見の交換や、各学校でホームページを作成し、そこに、生徒の意見及び学校で行った法教育に関する討論の内容を掲載することなどの実施を要望いたします。また、インターネットを用いた教育制度の定着の具合を考慮しながら、インターネットを通じた複数の学校間での討論会などを実施していくことを要望いたします。

3 インターネットを用いた法教育の実施において必要な政策

インターネットを用いた法教育の実施には、各学校への十分な数のコンピュータの設置が必要です。まず、各学校のコンピュータの設置数を増やし、また、コンピュータ及び法教育に関する専門的知識を有する教諭を育成するための必要経費を、より多く予算に組み入れる必要があると思います。

また、それとともに、法務省及び文部科学省が共同で、法教育に関することを掲載

したホームページを開設し、また、各学校が法教育に関するホームページを掲載するための専用サーバーを設置することが必要であると思います。

4 政府の作成する法教育専用ホームページについて

法務省及び文部科学省が共同で、法教育に関することを掲載したホームページを開設する場合において、そのホームページには、次のような内容を掲載することを要望いたします。

- (1) 重要法令及び重要判例を小中学生が読みやすいように書き下ろしたものを掲載し、専用法令検索サイトを開設する。
- (2) 法教育において、各学校のホームページで発表された生徒の意見の中から、優良なものを公表する。
- (3) 教科書の改訂後に改正された重要法令や、今後改正される予定の重要法令などについて、教科書を改訂するまでの期間の措置として、その内容を掲載する。
- (4) 法律に関することを、教育指導要領を超えて、詳しく取り上げる。

5 各学校が法教育に関するホームページを掲載するための専用サーバーを設置することの利点について

まず、各学校が法教育に関するホームページを掲載するための専用サーバーを設置することで、各学校が、ホームページを掲載するための手続を簡略化することができるようになるとともに、各ホームページの検索の効率化を図ることができるようになると思います。また、各ホームページの内容を、政府が常に監視することができ、ホームページの内容に、公序良俗に反する内容や、特定の政党を支持するような内容があった場合に、それを容易に削除することができるようになります。

以上のような点で、法務省及び文部科学省は、共同で、このような専用サーバーを設置する必要性があると思います。

6 子どもの意見を政治に役立てることの重要性

長年にわたり、子どもは、知慮が浅いものとされ、選挙権及び被選挙権など、政治に参加する権利が、ほとんど与えられませんでした。確かに、子どもは、社会的経験がほとんどない点から見て、これは、当然の待遇であるかもしれませんが。しかし、今後、法教育が確立されるにつれて、子どもの政治的関心が高まり、子どもが、今まで以上に、政治的に深い考えを持つことができるようになることが予想されます。また、政治に参加する権利は、子どもにも与えられるべきものであり、子どもの意見についても、積極的に政治に取り入れていく必要があると思います。

また、学校での授業の内容に関することや、少年犯罪の防止など、子どもの意見がなければ、的確な政策を実施することができないものは、多く存在し、そのような点から見ても、子どもの意見は、政治に積極的に取り入れられるべきであると思います。

そこで、今後は、子どもが意見を発表するために、法教育専用ホームページに意見募集用のページを掲載し、そこで送信された意見を、実際に政治で役立てられるか、専用の審議会で慎重に検討していくなど、子どもの意見を積極的に取り入れていくための新たな制度が必要であると思います。

7 国民から幅広く意見を取り入れることの必要性

インターネットは、幅広い情報の宝庫であり、また、それゆえに、公序良俗に反するような劣悪なサイトも、多く氾濫しています。つまり、インターネットを積極的に利用することは、生徒一人一人に、情報を取得する新たな機会を与えるとともに、生

徒が誤った情報を取得してしまう危険性を高めてしまうことにつながりかねません。そこで、その問題を解決するための方法などについて、積極的に、国民からの意見を募集することを要望いたします。

8 法教育で取り扱うべき内容

最後に、私が、今後、法教育において是非取り上げていただきたい内容を掲げさせていただきます。

- (1) クーリング・オフ制度（悪徳商法の被害を受けることの予防）
- (2) 消費者契約法（悪徳商法の被害を受けることの予防）
- (3) 無限連鎖講の防止に関する法律等（いわゆるねずみ講の被害を受けることの予防）
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（いわゆるヤミ金融の被害を受けることの予防）
- (5) 利息制限法（いわゆるヤミ金融の被害を受けることの予防）
- (6) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（いわゆるヤミ金融の被害を受けることの予防）
- (7) 労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法等（労働者間の問題を防止する目的）
- (8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等（雇用等における男女差別の防止）
- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（深刻化する家庭内の問題への対策）
- (10) 少年法（少年にとって重大なこの法律を学ぶとともに、その問題点を考える目的）
- (11) 著作権法（身近なものでありながら、具体的な内容についてあまり知られていない著作権等を取り上げ、著作権に対する国民の認識を高める目的）

（男性，16歳，愛媛県，高校生）

1 法教育の必要性

まず、法教育を中学校などで導入することに関しましては、賛成の意を示したいと思います。我が国は、米国等と比べ、法教育に関してはまだまだ後進国であり、特に、法律を学ぶことの必要性や、法律と実生活との密接な結びつきに関して、十分な教育がなされていないように思います。また、現在は、裁判員制度の導入が検討されており、このようなことを考慮した上でも、法教育の導入は、必要不可欠であるように思います。

2 現在の法教育の問題点

確かに、現在も、社会科の授業で、憲法等の基本的な法律について教育を行う等、学校において法教育が行われているのは事実です。しかしながら、現在の学校教育に取り上げられる法律は、基本的人権の意義等、法律の中でも特に抽象性の高いものであり、このような教育では、生徒が、法律の重要性や、実生活との密接な結びつきを十分に理解することができず、法教育が、単なる「受験用の科目」となりがちであるように思います。

学校教育法に示す学校教育の目的は、「国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」であり、生徒が社会性を養うことの重要性が示されています。しかしなが

ら、法律の基本事項を暗記させることを中心とする現在の法教育では、生徒が社会性を養うことは難しく、これでは、法教育本来の目的を達成することができないように思います。

以上の点を踏まえ、今後の法教育においては、単に法律の基本事項を暗記させるのではなく、法律の根本的な考え方を教えつつ、実生活とかかわりの深い民事法等を授業で多く取り上げたり、法律に関する討論会や模擬裁判等を実施したりすることにより、より充実した授業を行っていく必要があるように思います。

3 討論会を法教育の授業に導入すること

論点整理に、今後の法教育の課題として掲げられる「話し合って結論を出すという能力を養う指導が学校において十分行われていないのではないか。」ということに関し、意見を申し上げます。

まず、第2で述べたように、現在の法教育は、基本事項の暗記を主体としており、話し合って結論を出すような教育は、充分に行われていないように思います。話し合いは、勉強に対する生徒の意欲・発想力を高めるために、適切な教育方針であるように思います。特に、裁判の現場や国会等での審議等、議論を主体として形成される法律の基本を、より身近に、かつよりの確に理解するためには、討論会・模擬裁判といった授業が必要不可欠であるように思います。

また、話し合いを中心とする授業の具体例としては、法律という分野において、特に司法・立法の現場で議論が重視されていることを踏まえ、第一に、模擬裁判、第二に、現行法の問題点等に関する討論会等を、検討すべきであるように思います。

4 法教育の使用教材

論点整理に掲げられる、「法教育等の教材例、指導例の作成」に関し、意見を申し上げます。

法教育は、今までほとんど学校では取り上げられていなかったことであり、授業では、充実した教材や資料が必要であると予想されます。

そこで、その教材や資料として、以下のようなものを利用することを提案いたします。

(1) 教科書

教科書には、悪徳商法、差別及びいじめ等の日常的な問題及び知的財産権についての関係法令や、それに関する近年の裁判事例などを中心に掲載することを、提案いたします。また、過去に収集した生徒の意見から関心の高いものを抜粋し、掲載することも考えられます。いずれにしても、その法解釈が単なる一例に過ぎないことを十分に理解させる形で、教科書を作成していく必要があると思います。そこで、教科書の末尾などに、「法律の解釈は、他人の意見のみにとらわれず、国民一人一人が自由な発想で考えていくべきものである」という内容を掲載することを、提案いたします。

(2) その他資料

一般の授業と比べ、法律の授業では、より多くの資料が必要であることが予想されます。しかし、現在、子供向けの法律書はほとんどなく、生徒が法律に関する資料収集を行うことは、困難であると思います。そこで、この法教育の実施の検討と並行して、法務省や文部科学省が、子供向けの法律資料を作成する必要があると思います。その資料として、具体的に、次のような資料を作成することを、提案いた

します。

ア 子供向けの法令書

法律を理解するには、条文を読むことが最適ですが、六法全書など、内容の難解な市販の法令書では、授業に使用することは難しいと思われます。そこで、六法などの重要法令を抜粋し、子供向けに書き下ろした、「子供向け法令書」を作成し、生徒に配布することを提案いたします。

イ 法律に関するホームページ

法律の授業では、インターネットを活用することが必要であると思います。そこで、法務省や文部科学省が共同で、子供向けの法律に関するホームページを公開することを、提案いたします。

また、そのページでは、授業で取り扱う内容を、より分かりやすく、なおかつより詳しい部分まで掲載し、また、授業で取り扱わない内容においても、現在、社会的に関心の高い法律などを掲載することを、提案いたします。

ウ 法律新聞

法律に関する最新情報を生徒が知ることのできるように、新聞社への委託等によって、学校向けの法律に関する新聞を作成し、各学校に配布することを提案いたします。日々刻々と変化する法令に対応するためには、法律に関する最新の資料が必要です。そのため、定期的に資料を発行し、各学校に配布する必要があります。そこで、定期刊行物としては最も一般的な新聞を資料とすることで、それを実現していくことが、良好な方法であると思います。

また、その新聞は、有料又は無料で希望者に配布することも、その実施とともに検討することが必要であると思います。

エ 教材用ビデオ

法務省や文部科学省が共同で、法律に関するビデオを制作することを提案いたします。そのビデオでは、裁判手続の再現ビデオなど、本などでは取り上げることの難しい内容を中心に上げていくことが、理想的であると思います。

5 インターネットを活用した授業

法教育においては、講義形式の授業よりも、討論形式や、レポート作成などの研究形式の授業が、重要であるように思います。討論や研究には、幅広い意見の交換や、研究のための多くの資料が必要となります。しかしながら、手紙を用いての意見交換や、書籍からの法律資料の検索を主体とする授業では、授業の効率化を図ることができないと思われます。そこで、法教育においては、積極的にインターネットなどのネットワークを用いることを、検討すべきであるように思います。

法教育においては、積極的に意見を交換することが必要です。そこで、まず、その導入段階として、電子メールを用いた他校との意見の交換や、各学校でホームページを作成し、そこに、生徒の意見及び学校で行った法教育に関する討論の内容を掲載することなどの実施を検討すべきであるように思います。また、インターネットを用いた教育制度の定着の具合を考慮しながら、インターネットを通じた複数の学校間での討論会などを実施していくことを検討すべきであるように思います。

また、法務省及び文部科学省が共同で、法教育に関する内容を掲載したホームページを開設するなど、政府が率先して、インターネットを利用した法教育を推奨する必要があるように思います。

(女性, 57歳, 東京都, 消費者団体事務局)

消費者問題もこれまでのモノから契約・サービス・ITなどの分野に変化し、暮らしの様々な場面であらゆる年代層の人が消費者被害に遭う機会が増え、大きな社会問題になっています。国民生活センター2002年度の統計によると、消費生活相談の総件数は832,644件と過去最高となり、中でも契約に関する相談件数は、60.1%と1997年以降年々急増傾向にあると報告されています。

消費者団体では、以前から消費者の権利である「消費者教育を受ける権利」を訴えつけて来ましたが、この度国民生活審議会の検討を受けて、消費者保護基本法の改正作業が進められています。昨年行なった東京都消費者月間事業では、基本的な消費者教育が平等に行われる場を学校と考えて、様々な取り組みを行ないました。その結果、年齢に応じた消費者教育が急務であることが、社会的に求められています。

そこで、「法教育研究会・論点整理」に関して日頃消費者団体に属している立場から意見を申し上げます。

第2 わが国における法教育等の在り方についての検討状況

1 わが国における法教育等の現状と課題

(1) 現状

ア 学校教育における取り組み状況

教科書などを法や決まりの意義、司法の仕組みについて理解させ、自分の生活に生かし、社会の形成に主体的、積極的にいかかわろうとする態度を育成する。

【意見】自分の生活に生かし

この学校教育の現状は、中・高等学校の現状だと思いますが、現実には生徒自身に生活実感が乏しく、現状、二単位では厳選するのが困難な実態があります。従って、小・中・高等学校の本当の意味での教科間も含めた連携を深め、体で体得するなど意識的に法教育と生活を結びつける必要があります。

3 わが国における法教育等の在り方

(4) 今後の検討方向について

【意見】学校の教員や法律の専門家などの支援、家庭教育との連携、地域社会との係わりなどについて検討する。

全体を見ると学校や法律の専門家等という狭い範囲になっているように思います。法教育と生活を結びつける為には、家庭教育と地域社会とが連携する仕組みを、幅広い立場の人と検討する必要があります。法教育という大上段に構えるのではなく、身近な問題を年齢に応じた遊びやゲームなど、楽しみながら取り組む必要があります。

(男性, 23歳, 新潟県, 大学院生)

1 はじめに

筆者は、一昨年より全国法教育ネットワークの会員であり、現在、大学院において法教育の研究に取り組んでいる。昨年の卒業論文においては、法教育と人権教育の関連という問題意識のもとで執筆した。これは、人権が法を考える上での基礎であるという認識に基づいている。そこで、このたびの意見募集では、主に人権教育的な手法という観点より、法教育の内容を踏まえて、その実践方法について提言したい。

2 法教育の具体的な実践方法について

「論点整理」3 我が国における法教育等の在り方(2) 法教育の内容として考えられる事項, には人権教育の手法が生かせると考える項目がいくつもある。例えば,

法の趣旨やその基礎にある価値(憲法上の価値等)について一層理解を深めさせる必要がある。

法によって自らの権利・自由が守られているとともに, 他者の権利・自由をもまた尊重しなければならない権利と責任の密接な関係について認識を深めさせる必要がある。

多様な人々が共生するために, 相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させ, 規範意識を涵養するための教育を充実する必要がある。(下線は, 筆者による。)

があげられる。しかし, 示された内容・方法がまだ概括的であることは理解した上で, これらの内容を実現するための具体的な実践方法が手薄な感がある。

(1) 人権教育の手法

さて, 人権的教育の手法とは具体的に何か。イギリス, フランス, オーストラリアの人権教育についての著書(各1冊ずつではあるが)より看取した特徴として, 人権の重要性(特に差異の尊重という点)の理解, 人権侵害の状態や事例の認識, 子どもの生活経験を重視した内容(一般生活の経験と学習経験のインタラクティブな関係), それを実現するために, 子どもにとって身近な教材, 多様な意見を認め合うクラスの雰囲気大切にしていること, またそれを作り出すこと, が挙げられる。ただし, これらは諸外国の法教育の特徴・手法と大きな差異はない。だからこそ, 人権教育の手法が法教育にも通じるだろう。その上で, 人権教育の手法を提言するのは, 人権の重要性を理解すること, つまり差異を認め尊重することは, 法を理解する基礎となると考えるからである。諸外国の法教育の発展の一因として, 文化, 人種, 宗教, 言語などの相違を社会的合意である法により調整するために, 法の概念や価値の重要性を子どもたちに理解させる必要があることが考えられるだろう。しかし, そのような対立があまり明確ではないと思われる日本において, 子どもの頃から他人との差異を認識し, それを尊重することは意識的に取り組まなければ少々困難なのではないだろうか。また, グローバル化の影響により, 日本もそのような対立が可視化してきていると思われる現在, 差異を尊重する能力がより求められているのではないだろうか。そこで, 人権を強調する単元が法教育にとって必要であると考え。

(2) 差異の尊重

では, 具体的に差異を尊重する力を育む手法を示したい。差異の尊重とは, 頭でわかっているても実践することは難しい。そこで, 差異を尊重することを身につける順序として, まず自分を尊重することから始める。自分のことを大切に思えないなら, 他人のことも大切にしようという気持ちは起こりにくいのではないだろうか。だからといって, 心の奥底で他人を差別することまで踏み込んで改善を求めるわけではない。確かに, それは理想ではあるが, 内心は測れないし, 測ろうとすれば内心の自由を侵しかねない。しかし, 立憲民主主義社会で紛争や問題を公正に, 平和的に合理的に解決するためには, 差異の尊重という価値観を共有することが必要である。

そこで、「セルフ・エスティーム（自尊感情，自己肯定感）」という概念に注目する。これを育むには，長所も短所も含めたありのままの自分を，そのまま受け入れてもらえるという安心感を得ることが必要となる。つまり，「自由に自分の心で感じ，自分の頭で考えたことを信頼して，それに従って行動し，生きることができるような環境や条件を用意して」あげることだ。この点を徹底するためには，授業だけではなく，学校の教育活動全体を通じて，また家庭でも，地域でも実践されなければならない。このように，自己肯定感を育てることにより自分の人生を主体的に生き，他者の人生にも共感することができるようになるのではないだろうか。これが，まさに差異（個人）の尊重そのものだろう。

このような活動を通して，法の価値というものを積極的に肯定する態度が育成され，法を自分たちの問題として自分にひきつけて考えることができるのではないだろうか。そして，それが法教育を行う上での土台であり，目標にもなりうるものだと考える。

3 おわりに

本提言は，法教育の手法や範囲について，1つの可能性を示したものであり，法教育研究会の今後の活動のさらなる広がりを期待してのものである。特に，教材例や指導例の作成，実践例の報告を心待ちにしている。同時に，法教育の全国的な広がりに微力ではあるがこれからも取り組んでいきたい。

（女性，45歳，神奈川県，パートタイマー）

全体的には，この論点整理に書かれていることはとても妥当で，この方向で議論を深め，しかし議論されるだけでなく，実際に「司法に関する学習機会の充実」というものに具体的につながることを強く希望します。

以下，簡単に私の意見を記します。

特に以下の点を子供たちに伝え，理解させてほしい

- ・ 法は本来国民の権利を守り，自律的な活動を促進し，生活を豊かにするものなのだという。ルール違反に対処することによって，その権利を守るのだということ。
- ・ 法律や司法ということ以前に，「対立の公正な解決（諸外国における現状の箇所に出てくる言葉です）」の方法というものを，よく浸透させてもらいたい。
- ・ 「自分の考えを持ち，積極的かつ論理的に意見を述べ，また自分と異なる見解にも十分配慮して，討論，合意形成，建設的批判などができる能力を身につけさせる」また，「場合によっては正解が一つではないことを理解させることが重要」この文章は，一番今の日本の子供，若者が学ぶべきこと，大切なことだと思われます。この点を十分理解した子供たちが成長すれば，日本の将来は変わると思います。
- ・ 非常に飛躍するようですが，よく日本社会，マスコミで言われる，「あいさつのできる子供」「あいさつのできる人」というのは，とても危険な一面と裏腹です。挨拶ができないことは「ルール違反」（人の権利を損なう行為）ではないからです。その人はちょっと変わった人かもしれませんし，シャイな人かもしれません。あいさつのできる悪人（つまり法を犯す人）はたくさんいますし，また，あいさつのできない善人（ルールを守れる人，人を傷つけない人）も，もちろんたくさんいます。「あいさつ」をするという表面的なことを学ぶ（「どんな行動をしろ」ということを学ぶ）ことより，異質なものは受け入れられるけれども，「ルール違反」は許さないという

姿勢（「どういう姿勢で生きるか」）を学んでほしいと思います。そうすることで、ひとをいじめる子供（ホームレスへの攻撃なども含む）、排他的であり同時に仲間はずれにされることを恐れて生きる子供、などをなくして、個性的で、生き生きとした子供がふえてくれればと思います。

時間ぎれ寸前なので、文章がまとまりませんが、「多様な考え方を受け入れることができる、自分の個性が守られるかわりに他人の個性も尊重できる」そんな子供がふえてほしいということです。それが、ひいては、法というものを理解することにつながるのではと思います。

（東京リーガルマインド）

第1 我が国における法教育等の必要性和本研究会において検討すべき事項について

私は、「我が国における法教育等の必要性」について、かつて「21世紀を拓く法的思考」、「改革への法的思考」（東京リーガルマインド）において、意見を述べております。これを基盤にし、その必要性を述べます。

1 中学・高校でのリーガルマインド教育の実践（月刊誌「法律文化」1992年5月号、「21世紀を拓く法的思考」（東京リーガルマインド）収録）

度重なる政界汚職による政治改革が、参議院議員選挙を控え大きなテーマになってきた。また、冷戦終結後の新世界秩序の中で米国の財政経済の危機的状況から、日本に対するさまざまな政治経済的圧力が日米間の緊張を日毎に高めている。この政治の場面における腐敗と日本経済の場面における不透明・不公正は、同じ一つの原因から生じている。小沢一郎元自民党幹事長は、日経新聞の1992年3月13日の「日本の政治を問う」の中でのインタビューに対して「・・・国民自身が自己改革と意識改革が必要だと思ってやらなければ、政界だけが変革しようとしたって、できっこないんで、みんながやらなきゃだめです。・・・僕の主張は日本人変革論なんですよ。・・・本当の民主主義の確立がないかぎり、日本の変革はできないですよ」と答えておられる。また、前法務省官房長の堀田力氏は文芸春秋1992年4月号の「私の政治改革案」で「・・・日本国民の知的レベルは本当に高いと思いますが、積極的な政治参加意識、自分で国政を動かそうという意識が極めて低いのは事実です。それが、日本の政治が進歩しない根本的な原因なんです」と述べておられる。根本の課題は、国民主権の原理に基づいて国政が運営されるべきものである以上、国民自身が民主主義の理念を体得・実践することにある、と主張しておられるのである。

日米の経済摩擦は、米国側からみて日本の経済運営の実態が、不公正・不透明であることに起因する。すなわち日本の経済構造が、欧米の資本主義経済の倫理と仕組みに比べ、異質であると批判されているのである。これは、日本国民が欧米型の資本主義の倫理を体得せず、したがってこの倫理を指導原理として、今日の経済大国を築いたものでないからである。

このように、我国の政治経済は大衆・国民レベルの欧米型思想を基盤に生成発展したものではない。それはなぜか。

欧米における政治的経済的自由・民主は、プロテスタンティズムの精神に源を発し、欧州そして米国の大衆の心を掴み、流血の革命闘争を経て成立したものである。我国はそのような歴史をもたない。一国民がこのような時代潮流・思想を体得する

方法は次の三つ以外にない。一つは、自らの歴史の中からつくり出すこと、二つは外圧による強制、三つは学習・教育による。日本にとって第一の歴史は存在しない。第二の外圧は幕末維新と太平洋戦争後の出来事を典型とする。この外圧により、外形的に制度や経済の仕組みを取り入れたにすぎず、日本古来の伝統・文化・制度・慣行を消滅させることはなかった。今日、日米構造協議で問題となっている官民癒着・系列・非関税障壁等々は、この伝統的な制度・慣行にほかならない。1947年5月3日に発効した日本国憲法は、その理念を表面的・外形的・国際的に発揮したにすぎず、憲法理念は、国民大衆の意識に定着していない。

第三の学習・教育はどうか。我国の教育の目的は、日本国民としてまた国際社会の一員として、真理と平和を希求する人間の育成と個性豊かな文化の創造を目指す教育を行うことにある（教育基本法）。具体的には、生徒が、義務（および高校）教育終了時点で主要新聞の政治面、経済面、国際面に記載されている記事内容の事実を読解する能力を体得すること、特に我国の新聞は事実の記載とその批判に偏しており、積極的提言や主張が少ないため、生徒自らが報道記事を素材にして自己の政治的見解や主張をつくり上げる能力を体得すること、を目標にすべきである。国民のほとんどすべてがこれらの新聞を読む機会をもっている以上、これを義務（および高校）教育の到達レベルと位置付けるのが妥当である。

この点を、我国の国語教育においてみると、中学校の学習指導要領には「ものの見方や考え方を深め、目的や場所にに応じて適切に表現する能力を身に付けさせるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を深め、進んで表現し読書することによって人生を豊かにする態度を育てる」と定めている。戦後の我国の位置付けおよび義務（および高校）教育の目的、そして学習指導要領の狙いから判断して、少なくとも憲法学者の論文や啓蒙書を素材にし、生徒が、自由主義・民主主義の歴史と理念を理解できるように教育すべきである。このような教育を受ければ、生徒は、現実の政治面の事件を読んで、それが、国民の生活にどのような意味をもつのかを理解できるようになる筈である。ところが、現在の我国の中学および高校の国語教科書のいずれにも、また大学入試試験問題のいずれにも、全くこの視点が欠如しており、このテーマの教材および入試問題は皆無である。生徒に対し、故意に政治的意見の形成に役立つ教育を回避していると思われるほどである。国民は、中学・高校の教育の場において、自らを民主的人間に変革する権利を奪われているのである。また、経済自由主義の理念も全く中学・高校の教材に出現せず、大学入試問題にも取り上げられていない。このような政治・経済の基本原理の教育の欠如をみると、どうして国民が新聞記事の政治面や経済面の記事を読解し、要旨を把握し、論理を展開することができようか、どうして本当の民主主義の確立が期待できようか。教育の場の変革なくして日本人変革はありえない。

清水正昭氏は「イギリスの学校生活」（サイマル出版会）で、1982年ないし83年ごろのイギリスのロンドン郊外のハイスクールに15歳の娘を入学させ学習させたときの、学校教育について詳細に述べておられる。同書には、中学4学年（日本の中学の2年生に相当する学年）が英語教科（日本でいえば国語のこと）として、ジョン・スタインベックの「二十日鼠と人間」をテキストとして使用し、また、当時の新聞記事・求人広告・投書欄などを補助教材として使用し、貧民の生活や季節労働者の生活を理解する授業風景が生き生きと描かれている。また、歴史教

科としては、イギリス産業革命について2～3ヶ月かけて、当時の新聞やピラなどの資料を使いながら、産業革命の歴史を理解する授業が行われている、と清水氏は述べている。イギリスの生徒にとって自国の文学や自国の歴史は、それ自体自由主義・民主主義の生い立ちから今日までの歴史を学ぶことである。しかし、日本においては歴史教科は古代史や封建制度の理解にすぎない。国語教科は「もののあわれ」や「武士道」や「儒教」や「仏教」に淵源をもつ思想や小説を学ぶにすぎない。また、教育方法においても、知識偏重の詰め込み教育が行われている。このような現状では、日本国憲法の国民主権は、国民の意識に根付く余地がない。ここに日本の「異質な」制度・慣行が残存している根拠がある。欧米においては、経済大国は同時に自由大国であり、民主大国を意味する。自由大国・民主大国を享受していない国が、経済大国であった歴史を、彼らは知らない。そのような欧米の知識階級からみれば今日の日本の経済大国は擬似経済大国であり、不真正経済大国にすぎない。

私も佐和隆光教授と同じく、可及的速やかに自由主義社会の構成員としてのリーガルマインドを国民の各層に普及・浸透させること、学校教育において、また家庭教育において、折りにふれて子供たちにリーガルマインドを体得させることを提言する（佐和隆光著「尊厳なき大国」講談社）。

2 教育改革は国家100年の大計（月刊誌「法律文化」2001年6月号、「改革への法的思考」（東京リーガルマインド）収録）

21世紀の日本を支える初等教育

教育改革が国家戦略となっており、政府は「教育改革国民会議」を内閣総理大臣の下に置いて、21世紀における教育はどうあるべきか、を真剣に検討している。小学校・中学校における学習指導要領に、

（1）「児童・生徒が自ら学び考える力、一人ひとりの個性を引き出す教育を目指す」、

（2）「個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め」、

（3）「国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成する」とある（註1）。大賛成だ。問題はその具体策である。

（1）から考えよう。

まず「読み、書き、計算」の基礎をきっちり教えることである。

次に道徳教育は、憲法の「個人の尊厳・個人主義」を一緒に行うことである。自分勝手に他人を顧みない風潮に対しては、法律の教育が欠かせない。特に刑法に触れる振る舞いとその刑罰をはっきり教えるべきである。家庭に道徳やしつけを期待してもあまり実効性はない。

さらに教科ごとに習熟度別の学級編成を行うことである。情報社会・ITの浸透した時代においては、学校のみが知識を獲得する場ではない。早くから自分の才能・正確を知る機会も多い。形式的平等主義はやめるべきである。

（2）については、

まず日本の伝統と日本人の連帯感を育む教育が必要である。伝統を離れて抽象的に「個性豊かな文化」はない。

ここでも憲法の「自由・民主」の理解が必要である。日本国では国民の代表者が政治を行う。いわゆる「代表民主制」である。国民主権といってもそれは、いかによい政治家を選挙するかにある。自分にとって利益誘導の政治家を選ぶのではな

く、今日の複雑・多様・高度な日本社会の政治家として本当にふさわしい人を選出する鑑識眼を養成するのである。義務教育の最大の目的は、これに尽きるといえる。国民のため命をかけた政治家は、明治以来たくさんいる。その人の伝記を取り上げるべきである。本物の政治家を見分ける国民がいる限り、日本の未来は明るい。

(3)については誤解しやすい論点である。非武装中立・平和主義を教育することではない。これはかえって道を誤ることになる。国際社会に貢献するためには、まず日本国と日本国民を愛する愛国者でなければならない。日本の伝統と今日の日本を造ってきた歴史を学び、自尊心と愛国心を体得した日本人でなければならない。これによって初めて、「国際社会における主体性のある日本人」となるのである。

国際社会における平和は、自国と自国民を愛する人々が相対峙し、国益を維持し尊重し合うことを通じて達成されるものである。自国の防衛と安全を自らの実力で確保し、これを維持して国際社会で活躍することが、「国際社会に貢献する」ことなのである。このような精神と気概と安全保障体制を持たずに、裸の平和主義を唱えて国際社会に登場することは、かえって他国に邪な欲望を惹起し、国際不安を生じさせることになってしまう。

知的創造物を生み出す高等学校教育

高等学校における教育はどうあるべきか。高等学校は、義務教育ではない。まず、自分の個性や長所を伸ばすため進学すべきである。現在のように、友人が進学するから自分も、というやり方はやめなければならない。そのために 高等学校は複線化し、音楽学校、工芸学校、芸能学校、情報学校、外国語学校、理科学校、文学学校、普通学校等のように多様な能力を開花させ引き出す高等教育を行う。中学までの教科ごとの習熟度別学級編成は、これにより整合性を得ることができる。

21世紀は、頭脳が生み出す多様な知的創造物が社会の富の中核となる。国際社会で活躍するためには、現在のようなあらゆる知識の詰め込み優先教育はむしろ弊害であろう。

サイエンスの殿堂たる「大学」の新たな役割

大学教育はどのようなものが望ましいのか。かつて大学は、愛知(註2)と教養と自然の法則を探求・解明する唯一の機関であった。サイエンスの殿堂であった。しかし今日は、現実の社会が高度化・複雑化・多様化・科学化した。大学以外の機関、例えば行政府の研究機関、民間企業の研究機関や出版・マスコミ・教育産業等、また個人レベルの研究家・評論家などが、社会が必要とするレベルのサイエンスを十分に提供することができるようになった。大学の機能が相対化したのである。したがって、

大学はその存在意義を確保するため競争原理を導入し、新たな役割を確保する必要があり、現在進行中の大学改革を一層進めるべきである。次に、

大学の大量化・一般化に対応し、職業専門能力の育成と研究開発に力を注ぐことが要求される。このような要請に応えるために、

大学において、新たな教養・哲学・倫理・宗教の、学問的研究・教育が必要となる。

かつてマックス・ヴェーバーが指摘したように、現在の資本主義経済社会は、「禁欲の精神・天職義務が抜け出した鉄の檻」と化している。これを克服するイデオロギーとしての「社会主義体制」が崩壊した現在、ヴェーバーが100年前にした予

言を想起し、改めて真摯に受け止めなければならない。

彼は三つの可能性を予言した。第一は新たな予言者の登場であり、第二はかつての思想や理想の力強い復活が起きることであり、第三は資本主義がより一層固い鉄の檻と化し、天職・禁欲の精神のない自動機械と化し、人々は「精神のない専門人、心情のない享楽人となり、自らは、人間性のかつて達したことのない段階にまで我々のはぼりつめた」と自惚れることである（註3）。

21世紀の私たちは、ヴェーバーの予言する第三の道を歩んでいるといえよう。資本主義のもつ矛盾と、人間性・弱者・少数者へのいたわりは依然として解決されていない。外部経済・環境問題そして人間以外の生物・存在の位置付けは、資本主義理論とその背後にあるキリスト教の倫理で克服することはできない（註4）。このようなアポリアに対する学問的研究こそ、これからの大学の使命である。

生涯学習について

今日では、生れ落ちたときから天寿を全うするまで、文字通り、生涯にわたって生きる術を学習しなければ、人間らしい生活が送れない時代になっているといえよう。かつて人々は、衣食住を確保するための最小限度の知識・技能の学習でこと足りた。しかし今日では、衣食住についてもさまざまな付加価値やファッションが要求され、さらに「快適で豊かな生活」の名のもとに、さまざまなサービス産業・ソフト産業が生まれ、私たちの生活を複雑・多様・高度化させている。

産業構造の転換と雇用の流動化、そして情報技術の急速な発展と普及により、勤労者は日々職業能力の開発向上のため、訓練と学習が要求されている。不況克服のため、労働者の職業訓練が雇用対策と経済対策の要となっている（註5）。

註1 文部科学省『学習指導要領』1998年

「教育改革国民会議報告」(<http://www.kantei.go.jp>)

註2 愛知とは、知を愛する、すなわち知への要求を意味する。哲学を意味する *philosophia*（ギリシア語）は、*philos*（愛）、*sophia*（知）から成る。

註3 マックス・ヴェーバー・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（岩波書店・1989）268ページ以下
大塚久雄著『社会科学における人間』（岩波書店・1977）156ページ以下

註4 拙著『21世紀を拓く法的思考』（LEC東京リーガルマインド・1998）328ページ以下

註5 経済対策閣僚会議「緊急経済対策」 平成13年4月 6日
政府「第七次職業能力開発基本計画」 平成13年4月20日

第1 我が国における法教育等の必要性和本研究会において検討すべき事項について

P3の6行目「法教育等として、法の趣旨やその基礎にある価値（憲法上の価値等）について理解を深めさせ・・・」、12行目の「個人の尊厳と人権の尊重・・・民主主義に関する・・・」に関し、私は「教育改革に関する意見」を文部科学省に提言しております。それをここに記載します。

教育改革に関する意見

教育改革は、国民主権・職業倫理・伝統・文化・愛国心を基本理念に

教育基本法の改正が進行中ですが、私は教育改革について次のように主張しております。まず義務教育については、3つの原則を置きます。

第1に、児童・生徒は、次代の国民として健全な主権の行使者とならねばなりません。畢竟その国の繁栄・幸福は、主権の行使者たる国民の文化・知識・倫理・伝統・愛国心に左右されます。福沢諭吉が「一身独立して一国独立する事」と論じた趣旨です。天才は、どんな環境でも傑出します。願わくは、すべての国民に、いかなる人が自分の代表者として、国会で、あるいは地方議会で行動するのにふさわしいかを判断できる選別眼を、義務教育で養うことができることを。

第2は、勤労の尊さです。人はその時代の職業を通じて自分を鍛え、社会に貢献するものです。良き職業人こそ、国の宝です。かつてベンジャミン・フランクリンが『フランクリン自伝』で説いた「勤勉・節制・儉約」、またマックス・ウェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で論証した「職業倫理」、そして渋沢栄一が日本武士道の倫理を体現した企業倫理を自らの経営活動の中で実現し、『論語と算盤』でその精神を論じているところのものを、次代の日本人に承継しなければなりません。これこそ、義務教育の真髄なのです。

そして第3に、日本人たる誇りです。伝統・文化・歴史・芸術など、先人が命を賭けて残してくれた遺産の承継なくして何の教育でしょうか。人間は過去から未来へ、DNAの連綿たる連鎖なのです。日本人も他国の国民と同じく自国に誇りを持つ当たり前の道を歩まねばなりません。

次に、高等教育の改革については、2つの原則を置きます。教育と研究です。

教育の面では、義務教育の職業倫理と勤勉の尊さを、さらに実践的に社会に役立つように職業教育を推進することです。

研究の面では、世界先進国の科学技術の最先端を担う人材を多く排出することです。毎年日本人がノーベル賞を受賞できるようになることといっても良いでしょう。無論ノーベル賞以外の分野、例えば、数学・芸術・音楽・映画なども、同様です。求められるのは、新しい科学分野で世界に貢献できる第一級の人材です。今も昔も、教育は国家の最重要課題であり、国家100年の大計です。

第2 学校関係者から寄せられた意見

(男性, 48歳, 東京都, 高校教諭(社会科))

本日(1月24日)の朝日新聞の1面トップは、「高3 10万人学力テスト 『理数は苦手』鮮明」というもので、社説も「理数教育の底上げを」というものでした。高校の現場での25年の教員生活の実感からも、「そうでしょうねえ。数学で苦しんでる生徒たちは多いものなあ。」「それに比べて、社会科は、教員の舌先三寸で、どうにかなるから、理数のようなことはないだろう」と思いつつ、社会科の結果を探したのですが、これがどうしたわけか、ありません。国語・英語は実施されたのに。「なんだ、理数科教育強化キャンペーンか!？」などと勘ぐりたくもなりますが、その前に、もし、次のような問題が実施されたとしたら、委員の皆さんは、高校生がどれくらい正解する(「期待値」はどのくらい)と思いますか。

問題A:「憲法25条の『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』というのは、(1, 自由権 2, 社会権 3, 請求権 4, 自衛権)の一種とされている。」

問題B:「友人数名とゲームセンターに遊びに行ったら、中学生が一人できていたので、みんなで取り囲んで、返す気も無いのに『お金、貸してくれない』といたら、中学生は真っ青になって、お金をくれた。この行為は、(1, 詐欺罪 2, 窃盗罪 3, 恐喝罪 4, 暴行罪)になるおそれがある。」

問題C:「物を買くと、現金にしるクレジットカードを使うにしる、代金支払いの(1, 権利 2, 債権 3, 債務 4, 責務)が生じる。」

私の「期待値」は、Aが67%, Bが50%, Cが33%というところです。Bでは、答の中に「カツアゲ」と入れれば、8割方は、それと答えるでしょう。また、Bの罪や「債権、債務」の「読み」をすべて正解するのは半数以下だと思います。想像するに、今回の「学力テスト」でこんなテストも行われていたら、「理数は苦手」だけでなく、「法知識は深刻」となっていたのではないかと思います。

というわけで、日本の中等教育課程での法教育(リーガル・リテラシー)の現状は、「非常にお寒い状態」にあり、この子達が、「市民」として社会の担い手になり、裁判員制度をはじめ、様々な民主的制度を真に担っていきけるか心配です。

そこで、高校での法教育の現状について、現場でそれを担ってきたものの視点から報告します。

まず、「憲法教育」については、それなりの積み重ねと努力が現場では行われてきたと思います。教職員組合運動の原点(教え子を再び戦場に送るな)とも重なり合って、日本国憲法の理念を教授することは熱心に行われてきたと思います。また、憲法は、半世紀以上改正も無く、「自分が教わったことを生徒に教えれば済む」ということもあって、地理や歴史を専門とする教員が、科目担当になった時でも、「定番」として取り上げられてきました(経済や倫理分野は、担当者によって著しい違いが出る)。一方、文部省は、改憲を党是とする自民党政権が続く中で、「憲法教育の形骸化」の方向での指導要領の変更などを繰り返してきました。私が教員になってからでも、80年代の初めには、「現代社会」というまったく新しい科目を「低学年で4単位の必修」という形で導入しました。委員の皆さんもそうでしょうが、我々教員も教わったことの無い科目でした。そのねらいは、従来の「系統学習」から「発見型学習」への転換などとも説明されましたが、「高学年で必修であった政治経済や倫理社会」を選択科目にして、高校での憲法学習の比重を下げよう

とするものであったように思われます。実際、高1での現代社会の授業で憲法を取り上げることは、中3で公民分野で憲法を学んできたばかりの生徒に「焼き直し」になるだけではないかと危惧しました。しかし、先にも述べた通り、現代社会という新しい科目で何を教えるかとの戸惑いの中で、多くの教員は、実績もあり「定番」である「憲法学習」を続けたように思われます。そして、90年代に入ると、文部省はついに、「社会科解体」を打ち出し、高校での社会科は「地歴科」と「公民科」に分解され、「国際化への対応」を謳い文句に、「世界史を4単位標準で必修にする」とされ、一方で「現代社会の必修」ははずされ、いくつかの「進学校」では、受験への対応を考え、「現代社会の授業で、日本史や世界史をやる」所も出てきました。そして、21世紀にはいると「ゆとり教育、学校5日制完全実施」に伴い、授業単位数減が強いられ、現代社会の標準単位数も4単位から2単位となりました。こうして、「高校では、憲法すら勉強したことがほとんど無い」という人たちがこれから増えていこうとしているのが現状です。繰り返しますが、高校の社会科では、「憲法ですら」で、民法や刑法、法の常識などを学ぶ機会はほとんど無いのが現状です。他方、高校社会科での法教育が低下するのと反比例するように、家庭科では、消費者法をはじめ、民法の家族法などを教える機会が増えているようです。家庭科は、「女性差別撤廃条約批准に伴う措置」の一つとして「男女共修、4単位、必修」となって以来、従来の「調理・被服中心の教育」からの転換を模索しているようです。その中で、「市民社会を生きる技術としての法」の学習にも取り組んでいるようです。但し、その担い手である家庭科の教員の多くは、家政学部などの出身の女性がほとんどで、自らが体系的な法教育を受けたことがないというのが現状のようです。また、今年度より高校でも「総合的学習の時間」が導入され、この時間を使って法について学ばせたいと思っている学校や教員もいるようですが、やはり自分自身が法教育を受けた体験が無く、頼るべき適当なテキストも見つからず、知り合いの弁護士や司法書士に「講演」をお願いする等で「お茶を濁している」のが現状のようです。

さて、生徒たちの様子を見てみると、「法への関心や法知識の必要性」は、決して低くないように思われます。先の問題でも述べた通り、罪名は知らなくとも「カツアゲ」は知っています。学校内での盗難、暴力行為、援助交際など売買春問題、薬物、オレオレ詐欺、インチキ商法の被害、家庭崩壊、リストラや失業問題などなど、法的な知識も無く「無防備」で臨むにはあまりに危険な問題が、生徒たちを取り巻いています。生徒たちも、本能的に気付いているようで、TVの「行列のできる法律相談所」などをよく見ており、授業でもニュース解説の中で法律解釈などに触れるとよく聞いてくれます。「法を学んでみたい」というそれなりのモチベーション（レディネス）はあると思います。しかし、「断片的知識への関心」にとどまり、例えば「法（ルール）を守ることの意味」などといった基本的なことを体系的に学ぶ意欲にまでは到っていないと思われ、それを提供できていないのも事実です。

長くなりますが、現場の実感をもう一つ。それは、「公立高校の教員の法への関心の実態」です。端的にいえば、多くの教員達は、刑法はもとより、民法にもほとんど接することなく生きてきており、職業上も、そんなことに関心を持たなくともやっていけると思い込んでいます。だからこそ疑問ももたず、問題を起こした生徒の指導措置を「弁護士兼検察官兼裁判官」として一方的に定めたルールに従って決定し、「家庭環境のせい」と合理化しつつ、保護者・生徒に説教をたれられるのです。校内での盗難や暴行のほとんどは警察に通報されず、校内で処理されます。たいていは、「オマエの管理や対応の仕方が悪い」

と被害者は叱責され、「泣き寝入り」を強いられます。多くの教員は、こうした対応こそが「学校・教育者の務めだ」と思い込み、疑問も感じずにいます。正に、「校門の前で法は立ち止まっている」のが現状です。「保護者・教え子以上に教員は法について疎く（非常識で）、そのことに無自覚だ」というのが実感です。グチっぼくなってしまいました。

ではどうするべきか、いくつかの提案を述べさせていただきます。

文部科学省の「理数科教育危機キャンペーン」に負けない(?)ような、「法教育(リーガル・リテラシー)の貧困の現状を認識し、それを創造していくことの必要性を訴えるキャンペーン」を法務省・文部科学省などが手を携えて(?)行うこと。そのための調査＝「学力テスト」も必要かとも思います。法教育の担い手(教員)養成に早急に取り組むこと。法曹界からの協力は当然必要ですが、系統的・継続的な法教育の実現のためには教員が担い手の中心にならなければいけないと思います。また、これから教員になる人だけでなく、現職教員のリカレント(再履修)教育もなければならぬと思います。での教育のためのカリキュラムおよび学校現場でのカリキュラム、地域・生涯教育の中でのカリキュラム作りの推進。米国の「パブリック・エドケーション」などを参考にしつつ、わが国の実態にそくしたカリキュラム編成が必要です。特に、高齢者を含め大人たちが「法教育」を受けたことが無いことを前提に進めることが大切だと思えます。

上記のカリキュラムを実践するための制度についてのパースペクティブをもつこと。学校では、教科目の一つとして「法教育」を導入するくらいの見通しを持つべきだと思います。また、学校生徒だけでなく「大人達を対象にした」制度も必要です。その場合、これまで(生涯教育)は、行政主体でしたが、学校との連携を深めたものになるとよいと思います。理想的には、小学校区単位程度に法教育を担う「リーガル・リージョナル・カウンセラー」がおかれるようになるといいと思います。

世間では、「裁判員制度の導入とその人数構成」が話題に上っていますが、こうした制度を生かせるかどうかは、その担い手の市民の能力レベルと深くつながっています。生徒たちを見ていると、そうした「潜在能力」は十分に有していると思われそうですが、それがエディケートされないままに「市民としての義務」だけ担わされるのではと危惧しています。また、青少年の凶悪犯罪や遵法精神の欠如などが報じられるたびに、生命や法を守ることの大切さをきちんと教えてこなかったことを悔やみます。しかし、私自身を含め、親も教員もそうした教育(法教育)を受けてきていないのです。私自身も、法についてもう一度学びなおし、法教育の担い手になりたいと思い、新設される法科大学院で学んでみたいと思っていますが、法科大学院からは「資格取得のための学校です」といわれ、雇い主(埼玉県)からは、「法科大学院への留学に伴う休職は認めたことが無いので、行くんだったら、辞職してからにしてください」と言われる始末で困っています。ともかく、教員生活の最後のテーマとして「法教育」に取り組み、日本の民主主義に少しでも貢献できればと思っています。

貴研究会の議事録をインターネットを通じて拝見し、安藤委員・荻原委員をはじめ各委員の真摯にして率直なご意見に共鳴しています。委員各位の更なるご健闘(検討?)を期待しています。

(男性, 35歳, 神奈川県, 高校教諭(社会科))

平成15年12月26日付「論点整理」に対して、管見から、意見と要望を以下の通り申し述べます。

1 全体的な論点の内容について

高等学校での教育に携わるものとして、また、この間、法教育に関心を持ってきたものとして、このたびの「論点整理」の内容は、これまでの私の主張と重なる部分が多く、共感を覚えました。

たとえば、法教育のあり方について、今般の司法制度改革との関係を明確に意識しながら検討されている点については、裁判員制度の導入に向けた意識啓発の重要性などにかんがみても、深く共感するところです。裁判員制度が、被疑者・被告人の権利を擁護しつつ、適切な刑事手続の進行に資するものとなるようにするためには、国民全体に、被疑者・被告人の権利や刑事手続を支える理念への理解が求められると思われませんが、法教育が、そのような理解を広げる一助となるように願っています。

また、従前からの初等・中等教育における法の取り扱いについて、その限界や不十分さを適切に指摘し、その充実を指向している点についても、賛同いたします。特に、「法は規制や束縛、疎遠なものではなく、社会生活をよりよくするために自ら主体的に作るものという意識をはぐくむ指導」の重要性について指摘されている点については、共感を覚えました。

以上を要するに、「論点整理」でふれられている点に関しては、法教育の充実のために欠くべからざる点であろうと考え、賛意を表すものです。

2 加えて検討をお願いしたいいくつかの点について

その上で、私としては、いくつかの点につき、研究会において加えてご検討をお願いしたいと感じました。以下、その点について述べたいと思います。

(1) 近代的な意味での憲法の重要性について

先に引用させていただいたとおり、「法は規制や束縛、疎遠なものではな」いわけですが、とりわけ、近代的な意味での憲法については、その立憲主義的な理念を子どもたちに正確に理解させる必要があると考えています。

日本国憲法第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定めていますが、義務を負う主体として公務員を掲げていることに注目する必要があると考えます。いくつかの外国の憲法と異なり、日本国憲法第99条は、国民に憲法尊重擁護義務を課していません。このことは、日本国憲法が国家に対してその権限と義務を明示することを第一の任務としていることを示していると考えられます。また、一般的な近代憲法の歴史から見れば、日本国憲法も、「国家からの自由」を第一に擁護する構造になっていることに注目する必要があると考えます。たとえば、高名な刑事訴訟法学者が、日本の刑事訴訟の現状について「ほとんど絶望的」と述べたことと考えると、現在の日本においても依然として、国家権力の制限と「国家からの自由」の確保が重大な課題であると言えるように思われます。法教育においても、この点を強調する必要があるように思われます。

(2) 私人間における紛争解決・権利保障について

これまでの初等・中等教育（とりわけ、社会科系の諸科目）においては、私人間における紛争解決・権利保障のあり方について取り上げる機会が少なく、また、その内容も、必ずしも適切なものでない場合があったように思います。この点から、「論点整理」が、「話し合って結論を出すという能力を養う指導が学校において十分行われていないのではないか」と指摘している点は、正鵠を射ているように思い

ます。

しかしながら私人間の紛争は、必ずしも、話し合っただけで結論を出す、という形で解決される場合だけではありません。特に、現代の社会においては、同じ私人であっても、その社会的・経済的・政治的な力関係が不平等である場合が多く、そのような力関係こそが、法的な問題解決を遠ざけている場合があるように考えます。たとえば、「論点整理」でもふれられている、消費者問題についていえば、財や役務を提供する企業の側が、社会的・経済的に見て消費者よりも強大な力を持っており、そのような関係のもと、多くの消費者が泣き寝入りを強いられている例が多々あることは、広く知られているとおりです。また、労使関係においても、労働組合組織率が低く、また、不安定雇用が増大している現状では、必ずしも使用者と労働者が対等の関係で紛争解決に当たることができているわけではありません。

法教育においては、このような日本社会のリアルな姿を子どもたちに示したうえで、そのような現状を前提としてもなお、法が力を発揮できるようにするためには何が求められているのか、という点を考えさせる必要があるように思います。

(3)「正解が一つではない」という点について

従来の学校教育においては、一定の正解に到達することが多くの場合目標とされ、評価においても、正解に到達しているか否かが重視される場合が多かったように思われます。

しかしながら、法に関して様々な問題を子どもたちに考えさせる場合には、「論点整理」が適切に指摘しているように「正解が一つではない」場合があることに留意する必要があると考えます。この点は、法解釈や法政策が本質的に持つ、価値判断という契機によるものと考えます。

現場の教員自身が、このような「正解が一つではない」という問題について子どもたちに考えさせることになれていない現状では、教師教育の面で、この点を理解できるような機会を設けるべきであろうと考えます。

その一方で、「正解が一つではない」ということが、価値相対主義に陥るようなこともさげなければならぬと考えます。法教育においては、「論点整理」が指摘するように「法の趣旨やその基礎にある価値（憲法上の価値等）について一層理解を深めさせる必要がある」と考えます。子どもたちには、憲法上の価値の意義を十分理解させ、その理念に則った問題解決方法を考えさせることを、意識的に追求すべきであると考えます。

3 研究会における検討のあり方について

今後の研究会における検討については、小・中・高校の教員や教科教育学研究者、法学研究者などの専門家や、広範な市民の意見を聴取し、国民的な合意が得られるような結論を得られるよう、ご配慮いただきたく要望します。

以上、意見と要望を申し述べます。よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

(男性、25歳、岐阜県、高校教諭(公民科))

私は岐阜県で高校で公民科の教諭をしております。公民科の授業をするさいに少しずつではありますが、法律を教えております。また、来年度、学校設定科目という形で法教育を一步進めた形で実施していこうと考えております。そのような事を行っている者として今回、この論点整理を読まさせていただいた私の意見を述べさせていただきます。

第1 検討すべき事項について

基本的に賛成です。この点に補足（付け足し）をお願いしたいと思います。学校と法律実務家の連携をこの事項では述べられています。現状では論点整理でまとめられているように先進的な弁護士会で派遣事業が行われています。しかし、一回限りの派遣のものがおおく、生徒と一緒に考えるという時間があまりとれないという話を聞きます。法教育をすすめるにあたって、公的な制度（費用面を含めて）で数回の派遣事業を推進出来るよう研究会でぜひ取り上げていただきたいです。学校現場では週に何回か授業があるわけですから、1週間や2週間という単位で弁護士さんにきていただくと教育効果は高いと感じます。（逆に言うと、一回では身近な司法と言うより、タレントを連れてきたのと同じになりはしないかという危惧がある。）

第2 検討状況

基本的に賛成です。ただし、一部付け足しをお願いしたいです。各種法律実務家が法教育の取り組みをされていますが、実施期間を限定するものがおおく（例えば法の週間のみとか）学校教育のカリキュラムに組み込みにくい。（それも、年度途中にその案内が入り、年間計画との関係で実施できないことが多い。）

政治経済等の高校の公民科では統治機構に重点をおいて説明するために、私法関係や裁判制度についての理解を深めることができない。

第3 留意事項について

教育基本法の8条との関連をどうするのか。弁護士にもそれを課すのか。（複数の弁護士を招いて中立性を保つなどの工夫が必要になります。）価値判断にどこまで踏み込んで、法学を教えるのか、葛藤があります。

第4 まとめ

法教育には多くの良い点と少なからず課題があると思います。いままでは、カリキュラムの関係等で十分な法教育が出来ないのが実情でした。法教育研究会で教材例・指導例などを検討していただいて、是非、今後日本で法教育が普及できますように祈念しております。最後になりましたが、関係の委員の先生方や法務省事務局の方々、宜しく申し上げます。

（男性、茨城県、高校教諭（公民科））

「法教育研究会・論点整理」の次の部分についての意見

（2）課題

ア 学校教育における取組みの課題

基本的理念、法の趣旨、法及びルールの形成過程について理解させる指導が学校において十分行われていないのではないかと。

行われていない：授業で扱うことがほとんどない（事実や知識は扱うが法の趣旨・過程などは触れないのが現状では？）。

人間関係を構築する能力や社会の一員として求められる資質等を養う指導が学校において十分行われていないのではないかと。

行われていない：議論や討論、資質に関する教育をする時間はほとんどとられていないのが現状では？ LHRの時間は余り活用されていない。

話し合っって結論を出すという能力を養う指導が学校において十分行われていな

いのではないか。

話し合う機会が少ない：上に同じ状況。

法は規制や束縛，疎遠なものではなく，社会生活をよりよくするために自ら主体的に作るものという意識をはぐくむ指導が学校において十分に行われていないのではないか。

そのとおり：法や規則によって縛っているのが学校の日常。

学校において，発達段階を踏まえた適切な法教育を行うためのカリキュラム編成が必要ではないか。

そのとおり。

法教育の考え方が普及しておらず，学校において法教育を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫が必要である。

そのとおり：考え方や意味が理解されていないとすることが多い。

イ 法律実務家による取組みの課題

司法を身近に感じさせる観点からの取組みは行われているが，司法制度の趣旨などを理解させるための取組みが十分ではないのではないか。

専門家が教室で行う授業の時間や回数等を考えれば，現状では仕方がないところ。教員が専門家を呼んでどんな内容の授業や講義等を期待しているのが問題。授業を補足強化するために専門家に依頼するのであれば司法制度の趣旨などを理解させる方向にも向くであろうが，実態としては，授業の内容が専門家を必要とする所まで進んでいないのであろうし，そうした目的で専門家を呼ぶということまで教員が意識していないということか。

法律実務家と教員との連携が十分ではないのではないか。

そのとおり：茨城では少しずつ進めているところではあるが，困難な状況である。

現場での法教育実践に関する意見

- 1： 指導要領にはっきり記載がないとできない。これが現在最も必要とされている要望である。
- 2： 政治経済などでは，経済の記載を簡略化して時間を作った上で法教育内容を盛り込むことが現実的である。
- 3： ディベートや討論などの「技術（スキル）」は，国語やLHRなどでも身に付けることが可能。学校教育全体で意識して取り組む必要がある。
- 4： イギリスのシティズンシップ科のように，日本でも将来的には公民科（法教育内容の現社か政経）を必修にすべきである。
- 5： 消費者教育の場合には，財団などの学校を外部から支援する協力体制が整っているように思うが，法教育についても同じような支援体制が不可欠である。専門家を派遣してほしい・相談する等の初期段階で気軽に問い合わせできる団体機関が必要である。
- 6： 法教育では，社会に出たときに自立できる個人を育成する視点が必要と思う。そうであれば，社会を支えている仕組みを考えさせたり，理解させる必要がある。例えば，納税者の視点，法が国会で作られる仕組み，市町村・都道府県行政の仕組み等の視点も必要である。そこで，納税申告体験，国会見学や体験，行政見学インタ

ーシップなども、法教育に含まれるのではないか。

(男性、50歳、神奈川県、高校教諭(公民科))

貴研究会の論点整理について、学校現場の公民科の教師として若干の意見(私見)と感想を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 貴研究会の論点整理について、基本的に大賛成です。というよりも、このような対応が遅いくらいだとも思います。とはいうものの、一方では今日の学校教育の現場では、環境教育・人権教育・薬物教育等々の多数のいわゆる『教育』が課せられ、どのようにこの「法教育」が定着・促進されるかを危惧していることも事実です。このような、危慎を払拭する方法の1つに、カリキュラム上での法教育の位置づけをはじめ、早急な指導案・教材案の開発による導入が望まれていると思います。また「法教育」の必要性(一般国民による刑事裁判への6人の裁判員としての関与も具体化した今日、司法に関する基本的知識の必要性もあるので)と状況を多くの国民に周知方法をお願いしたいとも思います(学校における唐突な?導入は、保護者のなかに、そのようなことまで授業であつかうのか?との疑問や誤解を生ずるかもしれませんので)。

(2) 論点整理3「我が国における法教育等の在り方(P7~P9)」について・・・

(2) - 法教育の内容として考えられる事項 - に関して

印2項目の内容は現在の公民科(公民・現代社会・政治経済)等でも学習をしているので、「一層の理解を深めさせる」とのことについて、具体的にどのようなことを求めているのか疑問です。

特に 印4項目の、「私法分野における～」の内容は、具体的な学習内容としての充実(テーマ設定等)が重要であると思われます。公法の学習も重要なことはいまでもありませんが、学習活動の題材としてはやはり生徒にとって身近であろうと思われます(但し、公法でも刑法は別ですが)。特に企業活動と商法、そしてまた消費者問題と各特別法(特商法、PL法)などは家庭科や公民科からのアプローチにより学習内容として定番です。

(3) - 法教育の具体的な実践方法や留意事項 - に関して

現場の教員として、この項目の 印の各項目の全てについて、極めて重要だと思われる。特に題材の選択の必要性和効果的なカリキュラムの編成、さらに実践事例の提供等は法教育を促進する上では早急な対応が望まれるのではないのでしょうか。通常の授業で扱えるような学習内容(指導要領に逸脱しない範囲等などの検証がされた?)の指針があれば、大変助かります。そして指導例の作成の必要性は言うまでもありません。法律の専門家ではない教員にとって、法律専門家による教材の提供は助かります。

参考として、現在考えられる(私自身が「憲法等の学習以外に」実践したテーマとして)事項をランダムにその一部をあげさせていただきます。

起業と企業(商法)

著作権と無体財産権について

民法 「契約」、「時効」、出生とは(全部露出 胎児の相続分は?)、相続とは(基本的な相続の規定 法定相続人・法定相続分・単純承認・限定承認・放棄・遺留分 中学では法定相続しか教えないので、遺言との矛盾の問題が解決されていない)、「みなす」と「推定」とはど

う違う？住所（居所）と所在地，登記制度の基本（二重登記とは），実印とは何，過失責任主義（無～），失火法，婚姻・内縁とは，嫡出子・非嫡出子（代理母の問題，相続分の2分の1の合違憲性などは公民の学習内容），夫婦別姓など。

「消費者問題」に関して 契約（口約束は？），契約の解除（解約），特商法など。 刑法，構成要件・違法性・責任 安楽死，正当防衛，軽犯罪法（法と道徳），出生（一部露出，墮胎罪 殺人罪），窃盗罪（財物とは何か？ 電気は財物か？）

労働法関係・・・アルバイト・パートの労働関係，等々。

（3）法教育に対する各機関・組織の取組みについて・・・＜論点整理 P 10～P 15＞について・・・

裁判所による司法教育の取組みについて・・・ほとんど知りませんでした。またビデオ等も高校に配布されているとのことですが，見たことはありません。学校にはあるかも知れませんが。裁判の傍聴ができるとのことですが，裁判所は忙しいと思われる。本当に可能なのでしょうか。さらに学校の授業として実施する場合，生徒を引率するという事は結構手続きが大変なのですが，スムーズにできるような学校現場での手続きの簡素化や方策が必要です（学校外に生徒を出すことは大変です）。

法務省における法教育への取組みについて，ほとんど知りませんでした。

裁判所・法務省の取組みについては多くの教員（特に高校）は知らないのではないのでしょうか。

弁護士会の法教育への取組みについて・・・消費者問題関連の取組みについては承知しております。また，生徒にも何らかの形で，また機会を利用して活動内容を紹介しています（交通事故のセンターの紹介なども含めて）。生徒にとって「弁護士」さんが身近な存在ではなくても，法律に関する在野の専門家として関心・興味があると思います。このようなことから，学校現場では「出前授業」を活用したいというニーズは多いと考えられます。

司法書士会の法教育への取組みについて・・・今日，司法書士会の学校教育への積極的なアプローチとその取組みはありがたいと思います。多くの高校では，特に消費者問題（「消費者教育」）についての法教育授業が中心ではないだろうかと思います。

学校現場としては，例えば講演をお願いする場合に弁護士会か，あるいは司法書士会か，その費用（謝礼はどうさせていただいたらよいのか？）などのこと不安になるのですが。

「総合学習」との関係で，条件が整えば今後は上記の各機関・組織をお願いすることが多くなるようにも思います。

（男性，57歳，大阪府，小学校教諭）

「法教育研究会・論点整理」に関して，国民から意見を募集しておられるので，国民の一員として，以下私見を記し，応募する。

【意見趣旨】教育は学問上の真・善・美に従って行なわれるものであるが，同時に法令に従っておこなわれるのも自明の理である。

学校における基礎・基本を示すものとして学習指導要領があるが、学習指導要領の法的拘束性は昭和51年5月21日の旭川学テ最高裁判所大法廷判決で確定している。

基礎・基本としての学習指導要領を踏まえ、学習者の使用する主たる教材として作成されたものが教科用図書（教科書）であり、重要なものであるから文部科学省により検定がなされているところである。

ところが、教師が教科書を使って学習者に指導する際、参考とする俗に言う赤本と呼ばれる教師用指導書があるが、これには文部科学省の検定等はなく教科書会社の自主作成に任せられているのが実情である。

私は昭和57・58年度兵庫教育大学大学院に学び、教師用指導書における憲法記述について調査研究をしたが、その時点で教師用指導書に誤記乃至は誤植があり内容的にも不適切なものがあつた。教師用指導書のみにも頼る教師には正しい法的知識・観念を持ちえず、その教師に指導される学習者には正しい法学教育がなされないと考える。

【論拠】憲法記述が適正か否かの分析検討基準を 実定法内在的正義（有権解釈）に立脚していること「判例（決）がある場合は最高裁判決に従う。ない場合は高等判決、それもない場合は地裁判決による。判例のない場合は行政解釈により、それもないときは立法解釈による」 教科書の学習指導の手引きたることの2点に求めた。

憲法第9条に関する記述の分析結果は以下の通りである。

総合評価の結果では、小・中学校のべ13社中13社の記述に不適切な箇所があつた。内訳は、分析検討基準 によるものが12社、 によるものが1社であつた。

前者に属するものには、何が実定法内在的正義（有権解釈）として適用しているかの記述のないもの・自衛隊違憲判決である長沼ナイキ基地訴訟第一審判決のみを記述し統治行為論を全く記述しないもの・吉田茂首相の答弁で現在の自衛隊を判断させようとするもの・自衛隊違憲論に立脚した記述のもの・戦力としては戦前をはるかに上まわるといふ記述をして他国との現時点での比較を作為的にしないもの等が挙げられる。

後者に属するものには、42000人とすべきところを4200人とし、45000人とすべきところを4500人とした単純な記述ミスで、誤記乃至は誤植であろう。

詳しくは、兵庫教育大学大学院修士論文『昭和58年度 社会科における憲法記述に関する研究』を参照いただければ幸いである。

(男性, 47歳, 静岡県, 中学校教諭(社会科))

「法教育研究会・論点整理」に関する意見募集の件で、一教員としてご意見申し上げます。

学校教育における取組みの課題について、以下のようにまとめてみました。参考にできれば、と思っています。

学校教育における取組みの課題 (「法教育研究会・論点整理」からのコピ-です)	左の課題に関する私見
<p>基本的理念, 法の趣旨, 法及びルール の形成過程について理解させる 指導が学校において十分行われてい ないのではないか。</p> <p>法は規制や束縛, 疎遠なものでは なく, 社会生活をよりよくするため に自ら主体的に作るものという意識 をはぐくむ指導が学校において十分 行われていないのではないか。</p> <p>学校において, 発達段階を踏まえ た適切な法教育を行うためのカリキ ュラム編成が必要ではないか。</p>	<p>中学校では, 司法について3年生の公民の授業で学 習しています。私は昨年, 民事裁判の学習でサザエさ んの著作権の訴訟をもとに, 具体的に裁判がどのよ うに進められるか, 新聞資料やワークシートを用いて学 習しました。その中で裁判の判決を予想させ, 自分の 考えを発表させ表現力の育成に努めました。限られた 時間の中での取組みでしたが, 学習指導要領のねらい に即したもので, 法についての理解も深まったと思 います。十分とはいえないまでも多くの社会科の教師が 取組んでいるものと思います。ただ, 最近の犯罪の低 年齢化ということを考えると, 学習時が3年生の後半 というよりも, 発達段階をふまえると, 小学生高学年 ごろから法についての学習が進められたらと思ってい ます。</p> <p>また, 税法の学習では, 税教室を開き税務署の方に 学校に来ていただき, 分かりやすい資料をもとに学習 を深めました。法に携わる職員や先生の講義を聴いた りすることが大切であるかや, いかに法に関する関係 機関との協力が必要であるかを実感しました。</p>
<p>人間関係を構築する能力や社会の 一員として求められる資質等を養う 指導が学校において十分行われてい ないのではないか。</p>	<p>中学校では, 左記については道徳教育等で幅広く指 導を行っています。また本校では浜名湖クリーン作戦 や町内資源回収, さらにはお年寄りへのボランティア など, 積極的に生徒が主体的に取り組んでいます。た だ他地域の最近の成人式のようなすや少年犯罪等のよ うすを見ると, 規範意識の低下が大きな問題となっ ているのも事実です。やはり学校教育では培えない部分 を, 地域のボランティア活動や体験活動を通して行う 必要を感じます。特に遵法精神について地域や保護者, PT Aと連携をとりながら青少年を教育していくことが大 切でしょう。</p>
<p>話し合って結論を出すという能力 を養う指導が学校において十分行わ れていないのではないか。</p>	<p>本校では, 三立といって学習, 生徒会活動, 部活動 の3つがバランスよく学習が進められるよう, 教育課 程が組まれています。特に生徒会活動の時間では, 話 し合い活動を通じて, 生徒の自治活動の能力を高める ようにしています。様々なきまりというよりは, 子 どもたちの中から提案する「申し合わせ事項」というか たちで, 生徒たちが主体的に取り組んでいます。もっ とも, このようなことは多くの学校で取り組んでい ると思います。しかし以前の学級会活動の時間が削減さ れてきたのも事実で, ご指摘のような話し合いによ ってより良いものをつくりあげていくことは大切なこ とです。</p>
<p>法教育の考え方が普及しておらず, 学校において法教育を効果的に進め るための教材の充実や指導法などの 工夫が必要である。</p>	<p>左記のことが学校教育における大きな課題だと思 います。地域をふくめて学校や教職員の法教育につ いての啓蒙活動がもっと必要だと思います。ただ, こ こ浜名地区の社会科の研修会では, 夏休みなどを利用 してフィールドワークを実施しています。昨年度は地 方裁判所に刑事裁判を傍聴し, 研修を深めたところ ですが, まだまだ不十分なようです。法教育につ いては, 教科や地域の研修会, 研究発表での研究協 議のテーマとして取り上げる必要を感じます。ぜ ひ法務省が旗振り役をしていただければと思 います。</p>

（男性，大学教授）

本パブリックコメントについて知ったのが，つい最近であるため，重要なポイントについての私見をのべます。

1 「論点整理」について

全体として，了解できる内容である。

2 「論点整理」に欠落していること

「学校教育における社会規範意識の育成」という観点から，従来の「道德教育」と「公民教育」とをリンクさせるという視点。

「力」や「人」による支配・解決ではなく，「法」というルールによる支配・解決へ踏み出した近代社会において，法と道德との峻別は基本的前提であるが，他方で，両者の間の密接な相互関係もまた基本的前提となる。たとえば，「人を傷つけていけない，殺してはいけない」という道德と刑法上の傷害罪・殺人罪との対応関係を考えればよい。

ルールによる紛争解決ないし社会・政治運営というメインテーマの下で，一方で，道德と法との峻別が，他方で，道德と法との密接な相互関係が，初等教育段階から，かつ，子供の成長・発展段階にふさわしいカリキュラム・内容で教育されることの重要性である。

道德は法との対照性において，また，法は道德との対照性において初めて，それぞれ固有の意味・意義が理解されるものである。「道德教育」と「公民教育」とが，それぞれ関係性のないままに扱われている限り，道德教育も法教育も，学校教育で十分な効果が期待できない。とりわけ，日本の人権教育（学校教育だけでなく行政による人権啓発運動，そしてマスメディアの人権把握に至るまで）が法的観点ではなく，もっぱら理念的・道德的観点からなされているだけに，この論点は，重要であると思われる。

（男性，兵庫県，大学教授）

1 P 5 から P 6 の我が国に於ける法教育等の現状と課題について，

まとめが，ア学校教育とイ法律実務家になっているために，社会教育での啓蒙活動が欠落しているように思います。今後の司法制度の改革を支える国民の意識（自覚）を向上させるためには，早急に広く啓蒙する必要があるように思います。そのためには各地域で行われている社会教育の様々な取り組みの中に，法教育に係わる内容を取り入れる必要があるのではないのでしょうか。

2 法についての説明で，「法は単に国民を拘束するためのものではない」という点が強調されすぎているような印象を持ちました。確かに正論ですが，現在の青少年が持っている規範意識や法に対する意識の特徴からすると，法の持つ拘束性についても「もう少し」言及する方がよいのではないかと考えます。

第3 司法書士関係者から寄せられた意見

(日本司法書士会連合会)

貴課による標記意見募集に対し、日本司法書士会連合会の意見を提出いたします。

当連合会は、法律実務家の負うべき社会的責務の実現に適うものとして、平成11年から初等中等教育推進委員会を設置し、同委員会を中心に、積極的に法教育の研究を行ってきた。また、現在全国的に実践している司法書士による消費者教育を中心とした法教育の実践等については、法教育研究会でも、平成15年12月26日、「論点整理」の中に司法書士(司法書士会)による取組みが報告されている(資料4-1, 4-1)。また、全国50ある司法書士会のうち、80%を超える41の司法書士会で法教育(消費者教育)事業を実施しており、平成14年度は361校にも及ぶ。その取組み内容は司法書士が日常業務の中で得た知識や経験をもとに独自に構成された内容が数多い。

司法書士は、全国各地で消費者教育を中心とする法律講座を実践してきた経験から、初等中等教育における法教育の必要性を痛感するとともに、学校教育における法教育の導入は賛成し、早急に取り組む観点から、以下のとおり、「論点整理」に対する意見を述べるものである。

1 司法書士による高校生のための消費者教育の実践

(1) 司法書士は、なぜ、高校生のための消費者教育を実践するのか

司法書士は、地域に密着し、日々生活に身近な法律問題を中心に市民の相談相手として、悪質商法被害、クレジットカードトラブル、多重債務問題などに積極的な取組みをしてきた。

とりわけ近年の自己破産件数の増大は看過しがたく、平成14年1年間の個人の自己破産申立件数は214,633件(日本の人口の約600人に1人)となり、中でも若年者層による破産の申し立てが急増している。破産に至ったケースには、悪質商法被害に遭って法的な解決方法があることを知らずにローンを払い続けた、また、利息やクレジットカードの仕組みを知らずに簡単に借金をしてしまった例など、法律知識が少しでもあれば未然に防げる事例が多数見受けられる。

また、法律知識が未熟で社会体験が少ない若者は悪質商法のターゲットとなりやすく、その多くが(高校生も含めて)キャッチセールスなど違法性の強い勧誘を受けている。

現在、初等中等教育機関における法律に関する教育としては、(教科・教育の中で、)日本国憲法の学習を中心とした人権や司法制度を学ぶ内容として実施されている。しかし、いざ進学先が決まって「下宿をした」「アルバイトを始めた」「就職をした」というときに実際にすぐ必要なのは、売買・賃貸借・労働契約等の契約の知識であり、トラブルにあったときの対処方法、司法制度の利用方法についての知識である。家庭科においては、一部消費者法分野の教育が実施されているところであるが、これを実社会で活用する能力の養成も必要である。

司法書士は、このような問題意識の下に、就職や進学で社会に巣立つ前の高校生を対象に、悪質商法、クレジットカード、高金利、保証人等に関する法律知識を伝えることを中心として、ビデオ・寸劇等を利用しながら、主に消費者教育の分野でのわかりやすい法律講座を実施してきた。

(2) 司法書士による消費者教育の実践の成果と課題

当連合会初等中等教育推進委員会において、全国各地の司法書士による法律講座につ

いての生徒・教師からの感想を分析したところ、概ね「役に立った」「卒業したらいろいろなことに注意をしなければならないことが分かった」、との評価をいただいている。

一方で、一部の生徒からは「～してはいけないと言われたが、それではどうしたらよいのか」「すぐ手口を変える悪質商法を見抜く自信がない」「誘われたら断れないかも」というような不安も寄せられている。

講師役の司法書士からも、「意見をたずねても発言してくれない」「他人事のように聞いている」「反応がわからない」といった悩みも寄せられている。

生徒・教師・講師（司法書士）の感想からは、私たちが目標としている、契約締結の際の「自らの権利・意見を主張する力」「判断をする力」、必要がなければ「断る力」、マルチ商法が理解できればネットワークビジネスもおかしいと気付く「応用力」、というような「能力・資質」の養成についての効果が不十分ではないかという課題がある。

2 司法書士が考える法教育 高校生のための消費者教育の実践をもとに

論点整理で「法教育のねらいとして考えられる事項」として掲げられたものは、司法書士が法律講座で伝えようとしてきた目的と重なる。

私たちは、教科書には書かれていない高校生にも分かりやすい「生の事件」の実例をあげ、あらゆる生活場面に「契約」があり、法律は身近なものであることを伝えてきた。そして、契約は口約束でも成立すること、契約当事者には互いに責任が伴うことを知らせ、それゆえに、よく考え確かめて、契約をするかどうかの判断をしなければならないこと、そして、自分自身が当事者として、自分の責任で判断をせまられるようになることを伝えてきた。

法律講座の実施にあたっては、生徒のジェンダーの視点にも留意している。例えば、重要な契約は男性が判断するから女性は判断しなくてよいというような態度の生徒がいないか、男女の役割をステレオタイプに捉え、硬直的な判断ではないのか注意を払っているところがある。そして、すべての人が個人として尊重され、その能力や適性を発揮して社会生活をするためには、男女の区別に関わらず、一人一人が主体的に考えて、責任をもった判断をし、意見を述べる必要があることを伝えている。

このように、私たちは、自ら判断を下す際の情報として不可欠な法律知識や法の基本原理を伝えてきたが、これが小学校から発達段階に応じて実施された法教育の成果のうえに実施されるならば、より体系的・効果的に法を主体的に使いこなす力が養成できる。

このような主体的な力を育てるためには、論点整理に繰り返し述べられている手法、すなわち、法が国民を単に束縛するだけのものではなく、自らの権利を守るためにあるということ、立法活動に主権者として積極的に関与することの重要性を体験させる学習を通じて行うことが、最も重要だと考える。

毎日のように報道される少年犯罪の現状に不安をもつ多くの国民にとって、「法教育」という言葉からイメージするものは、法律をしっかりと守らせることを目的とする教育ではないだろうか。しかし、法律を守らせるという受け身の教育では、法律は国民を拘束するものであるという統治客体意識から子どもたちは脱却することはできない。ともすれば、親も教師も、子どもたちに対して法律を守れと結論のみを要求しがちであるが、なぜ法律が存在するのか、法律をどのように使えば自らを生かし他者と共生することができるのかという法の趣旨・活用方法を、子どもたちが体験を通して能動的に学び、これにより法律を守ることの意味を理解し、自分の意見をまとめ表現する能力を養成することが重要である。

したがって、法教育においては、教えるべき内容だけではなく、その方法が極めて重要な意味を持つ。そして、工夫された能動的な方法による法教育が、小学校からの発達段階から

実施され、司法書士による法律講座が同時に進行されるのであれば、法的判断力及び前記資質の養成をより効果的に行うことが可能である。

3 司法書士が教員を支援して実践する法教育実現のために

このような「能力・資質」の養成のためには、教育のプロであるすべての教員が、法教育の必要性を正しく理解し、発達段階に応じた法教育の実践に取り組んでいくことが不可欠である。

これまでの司法書士による法律講座は、司法書士側が考える消費者教育の必要性和学校側のニーズが一致し、全国的に展開され、さらなる広がりを見せている。しかし、高校生の卒業前の「イベント講演」として実施されることも少なくはなく、学校によっては、内容も方法もすべて司法書士に「お任せ」という場合もある。教員による法教育の成果の上に法律講座が実施され、社会科・家庭科・その他の教科での学習とも連携し、教員とともに教材・実施方法を練り上げた「講座」であれば、効果的に「能力・資質」の養成ができると考える。当連合会は、法教育の導入に賛成し、人権・平等・ジェンダーの視点・法の支配といった憲法及び法の基本原理を大切にしながら、日常生活に身近な私法分野（特に消費者法分野）を中心とした教材を提示し、教員・学校を支援する形で、高校生を中心とした法律講座活動を活性化し、法教育の効果をより高めていきたいと考えている。

問題意識を理解している教員との間で、教員と司法書士双方が連携した教材・指導案の研究を進めようとしている地域も少なくない。

以上から、教員と司法書士等の法律家、法律実務家との協力・共同研究がより容易に進められるための方策や財政的措置が必要であることはもとより、法教育を実施する教員と協働するためには、消費者教育等による一定の責任を果たすことができる司法書士の役割は重要であるものと考えている。

（大阪司法書士会）

私ども司法書士は、不動産や会社の登記手続及び裁判手続等の様々な法律の手続を通じ、市民の権利や暮らしを守ることへの使命をもって、日々執務に取り組んでいます。その一環として、大阪司法書士会では、平成12年度より大阪青年司法書士会との共催で、大阪府下の高校生を対象とした「高校生法律講座」を毎年実施しています。

近年の長引く不況の影響もあり、消費者金融によるトラブルや自己破産の申立件数は増大する一方で、また若年層を狙う悪質商法の被害も後を絶ちません。この講座は、社会に巣立っていく高校生を対象とし、消費者被害に遭った場合の対処法のみならず、被害に遭わないようにするための予防司法の観点からも行われています。日頃、消費者被害の問題に取り組んでいる司法書士を講師として派遣し、消費者金融問題や悪質商法、契約など基本的な法律の知識について寸劇などを交えながらわかりやすく講義するものです。

これらの経緯を踏まえ、法教育の導入に賛成する立場から、法教育研究会の平成15年12月26日付「論点整理」に関して、以下のとおり、意見を述べさせていただきます。

1 大阪司法書士会における法教育・消費者教育の現状

（1）高校数、講座数の推移

平成12年度以降の講座の実施状況は、下記表1の通りです。

平成12年度は大阪府下12校で21講座の実施でしたが、これ以降講座の開催依頼が増加し、平成14年度では32校で延べ約9,000人を対象に講座を実施しました。平成15年度では、33校で延べ約9,000人を対象に講座の実施を完了する予定で

す。

この講座増加の背景には、若年層の消費者被害の増加等の社会的背景のみならず、地域に密着した諸団体を通じての口コミでの広がり、また一度実施し、教員、生徒から好反響が得られ、反復して実施するに至ったケースなどが挙げられます。平成15年度の実施に関しては、平成12年度から4回連続して実施した高校が3校あり、3回連続実施した高校は2校、2回連続実施した高校は5校あります。

表1

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
高校数	12校	17校	32校	34校
講座数	21講座	22講座	120講座	61講座
対象人数(延べ)	2,925人	4,249人	9,386人	8,943人
参加司法書士数(延べ)	27人	38人	52人	93人

(2) 地域密着性

講座を実施した高校の地理的な分布を見てみますと、地域を問わず大阪府下全域に渡っています。

大阪府下全域で講座の実施に至った背景には、私ども司法書士の地域密着性という特徴によるところが大きいと思われます。大阪司法書士会には、地域ごとに12の支部があり、会員は事務所の所在地ごとにいずれかの支部に所属し、地域での連携、情報交換に努めています。また、会員の大阪府下の分布を見ても、大阪市内の中心部のみに偏在化することなく府下全域に分散しています。このような背景から、高校生法律講座の実施にあたっては、実施校の近隣に事務所をおく司法書士を講師派遣することを心がけ、地元校と司法書士との新たな交流が始まったケースも出てきています。

(3) 講師としての司法書士

また、講師として派遣される司法書士についても、近年の消費者被害の増加、多重債務問題への対応、これらに関する業務の増加などの背景により高校生法律講座への感心が高まり、表1の通り、講師登録する司法書士が増加の傾向にあります。

(4) 講座実施後の対応

講座実施にあたり、生徒・教員を対象としたアンケートを実施しています。(アンケート結果は別紙参照)内容は、生徒用、教員用で異なり、生徒に対しては講義の内容についてどの程度理解できたかをはかるものであり、教員に対しては講義の内容、講師についての感想、講座後の生徒の反応、次回の講座の実施についてなどを問うものとなっています。

平成14年度より、全講座終了後に、講師として派遣された司法書士による報告会を開催し、これらのアンケートをもとに講座の反応を把握し、各々の体験を通じて改善点を見出し、報告しあい、講座をよりよいものとするべく研究、検討しています。

2 今後の課題とこれからの方向性

大阪司法書士会では、上記の通り平成12年度以降高校生法律講座を実施してきましたが、講座への感心も高まり、高校数、生徒数も増加し定着してきた感があります。ここに至り、改めてこれまでの講座を見直し、内容を検討し、さらによりよいものを作り上げて行くべく、日々研究、努力しています。

講座実施を通じて交流のできた教員との間では、講座をさらに発展させて法教育型の消費者教育ができないか、あるいは社会科・家庭科と協力をして連続授業の一環としての消費者教育ができないか、商業学科の科目である商業法規(経済活動と法)の授業方法へのアドバ

イスができないか、といった具体的な検討課題も明らかになり、来期には、一部で共同研究もスタートできる見込みです。

今後は、法教育の導入の趣旨を踏まえて、消費者教育という分野を中心に、教材の研究や事例の研究、新たな寸劇、ロールプレイの企画・立案なども検討し、また諸研究団体とも連携しながら研究、研鑽をかさね、司法書士の視点から、様々な教材提案をしていけると考えています。

以上のように、これからも、私ども司法書士は、市民に身近な、地域に根付いた法律実務家という立場から、法教育を実施する主役である教員・学校と連携しながら、法教育の実践を支援し、協力していきたいと考えています。

3 法教育研究会への意見

法教育研究会の論点整理については、当会の考える法教育・消費者教育の方向性と一致していると考えます。

特に「法教育の内容として考えられる事項」の中でとりあげられている、私法分野について、企業活動や消費者保護などの問題と法とのつながりを認識させるということは、我々が目的とする、生徒に考える力や法律知識を伝え、社会を生き抜く力を身に付けさせたいという部分と重なるところであり、是非とも実践して頂きたいと考えます。

また、「法教育の具体的な実践方法」の中でとりあげられている、教員が授業で使える教材の開発や実践事例の提供については、先ほど紹介したように、当会でも同様に重要だと考えます。教員との共同研究もスタートできる状態になっております。討論、ディベート、ロールプレイ、模擬裁判といった生徒が主体的に関わることのできる授業内容についても、教員との共同研究を進めていく上で重要な事項だと考えております。

法律実務家としての関わり方としては、あくまでも教員による授業を中心としながら、それをサポートするという形が最良であると考えます。

これらの点を十分考慮していただき、法教育の方向性を検討して頂きたいと考えます。

最後に、法教育の導入、実施にあたっては、法律実務家である司法書士と教育専門家である教員・学校とを結びつけ、司法書士による教員研修・養成への協力、教材開発への協力、教員をサポートしての共同授業の実施などが容易にできるような方策、予算措置などを検討していただきたいと考えています。

(別紙・アンケート結果)

平成15年度・高校生法律講座実施校対象 生徒・教員アンケートより 抜粋

(悪質商法部分についての感想)

- ・ 悪質商法被害に陥らないために自分自身がちゃんと考える事だと思います。
- ・ 悪質商法はけっこう身近にあるもんだなと思いました。
- ・ 普通に聞いていると「悪質商法」だなんて思うけど、ホンマにこういう状態になってしまったら自分もだまされそうだった。こわいです。
- ・ マルチまがい商法の事がくわしくわかった。
- ・ 好きって言う気持ちを利用して悪質をする人は本当に最低だと思う。そんな事をする人は一生幸せになれないと思った。
- ・ 本当に悪徳業者はあるんだとびっくりしました。自分で働いて手に入れたお金以外は安易に使わないようにします。
- ・ 自分は絶対ない！！と自信を持たない方がいいと思った。
- ・ 悪徳商法はすごく怖いと思った。難波(注・駅前)とか行ったらそういうのがよくあるからこれからは気をつけようと思った。
- ・ 梅田(注・駅前)のアンケートは危険なものもあると分かった。
- ・ アンケートに答えるだけで、商品を買わされるとか講習会に行かされたりするのはビックリした。気軽に話し掛けてくる人ほど危険だと思わなあかんねんなぁと思った。
- ・ 働き先でもこんなことがあるなんて驚きました。
- ・ インターネットについてはよく参考になりました。オークションもよく利用するのでけっこうためになりました。
- ・ ドラマとかでやってるヤツはウソやろーとか、自分には関係ナイとか思ってたから、意外に身近にしかもヒドイことがあって、自分も気をつけようと思った。
- ・ しっかり断る事が大事！
- ・ 自分自身でひっかからんように気をつけないと駄目や！！
- ・ 求人情報を見たときに、良すぎる内容とかをみかけたので、気をつけたほうがいいと思った。(注・就職商法の説明に対して)
- ・ 悪質商法に引っかからないようにYES, NOをはっきり言えるようにしなければと思った。

(消費者金融部分についての感想)

- ・ 消費者金融の仕組みなどがとてもよく分かった。
- ・ お金を借りるということはたいへんなことだと、よく分かった。
- ・ 保証人には絶対になってはいけないと思った。保証人になったらお金を借りなくてもあんなに厳しい取立てが来るんだと思った。
- ・ 今回講座で特に印象に残った事は、借金取立ての電話です。今までテレビドラマとかで見たり聞いたりしたことはあったけどあんなにすごいとは思わなかった。テレビCMしているところでは借金を作らない方がいいと思った。保証人には絶対ならない！
- ・ 取立ての怖さを知った。あんなにすごいとは思わなかった。
- ・ ちょっとした金利でも一括で返すのと月々で返すのでは全然返す値段が違う事が分かった。
- ・ 100万円借りたら金利がだいぶついてくるのにビックリした。2倍くらい増える事ははじめて知った。

- ・ サラリーマンが300万円借りたら一生かかっても返せないとはじめて知った。(注・高金利の説明を聞いた生徒)
- ・ 今、大阪で40人に1人が自己破産しているというのを知って驚きました。
- ・ 国で定められている利子が約30%と、そんなに高いとは知らなかった。

(全体に関する感想)

- ・ 口約束でも契約になると知らなかったのであんまり軽く口約束をしたらあかんと思った。
- ・ お金は大事だと思った。
- ・ 怖いという事は聞いていましたが、何がどういう風に怖いものなのか知らなかったので、今日の講義を聞いて理解できました。一回の不注意でやってしまった事が何年も背負っていかねばならない怖さを知りました。
- ・ なんでも相談できる友人・家族を作ろうと思いました。
- ・ この講座を聞いて必要なもの意外は絶対に買わないほうがいいと思いました。
- ・ とにかくうまい話には足を踏み入れないようにしようと思う。後でお金も友達も失うならばお金が少ないが友達は失いたくない。
- ・ 家族にも今日の話を知りたいと思いました。
- ・ ささいな事で借金まみれになるのはイヤだから、契約書をしっかり見てだまされないようにしないとと思いました。
- ・ 人間は本当に強欲だと思った。
- ・ 中学校の頃に悪質商法の説明があったけどよく理解していなかったので今回の講座でよく理解できたのでよかった。
- ・ ちょっとリアルに思えた・・・こわくなったー
- ・ 法律の事をよく知らないで何でも「ハイハイ」言っているとすごく後悔してしまうことが分かった。大金を払わないといけないものはちゃんと考えないといけないと思いました。
- ・ 劇があったからとてもおもしろく理解できた。
- ・ 聞くより見る方が分かりやすいので、コントみたいになっていたのが分かりやすかったです。
- ・ 面白いからいろんな職種の人の話を聞きたい。
- ・ もっとこういう機会を作って欲しい。
- ・ 人をだます仕事が多い事を知った。若者もだけど特に老人がひっかかると思う。
- ・ 自分や友達や家族とかが失敗しないように、よく勉強しとかなないとだめなことだと思った。みんなに知ってもらわないとだめだと思った。
- ・ そんなに簡単に考えてはいけないと思った。これから自立するのに、いろんな話聞けてためになった。
- ・ 印象に残った言葉「欲しいものは金をためてから買え」「自分は絶対ひっかからないと思わないこと」「おいしい話はまず疑ってみる」
- ・ 生徒を使って演技したあとに説明してくれたことがわかりやすかった。

(被害事例を告げる感想)

- ・ なぜか知らんけど、ついこの前、「もれなく素敵な景品があたります」って書いたカードみたいのが送られてきてて、2枚重なってるなーと思って1枚めくったらハガキの内容が思いつくそやみ金からの紹介状やった。バリ怖かった。すぐ捨てた!
- ・ 私の家にも母宛に「ご当選おめでとうございます」と手紙がきた。それもオーストラリアからなのであやしすぎでした。手紙も矛盾だらけでスグ捨てました。

- ・ 悪質商法は文字通り「悪質」なものである。私は、私の知り合いにだまされた人を見ているが、ぜったい人間不信になると思うし、精神的なキズは一生消えない。だから常日頃からだまされないようにしていきたい。
- ・ 前、変なメールがきて、内容は、登録されてるけどお金が振り込まれておりませんとかなんとかかかれたヤツ来て、56,000円とか書いてた。けど、削除した。別になんもなかったです。
- ・ 私も「アンケートに教えてください」と何回も声をかけられた事があります。年齢をいうと向こうから断られたり、避けたりしてきました。だけどこれからは年齢的にも大人になってくるし、ターゲットにされやすいのでひっかからないように気をつけたいと思います。
- ・ 梅田でアンケートして下さいと言われたことがあってその時は急いでたから断ったけど、本当はすごく怖いものだとは知らなかった。
- ・ スポーツクラブでクレジットカードに入らないと入会できないみたいだが、クレジットカードに入らずにスポーツクラブに入会する方法ってあるのでしょうか。
- ・ 家に、ダンシングのふとん、オゾン発生器、美顔器がある。
- ・ 友達が携帯の有料サイト開いたってお金請求されて、払えってずっと電話がかかってきていた。
- ・ 脅迫されたとき、携帯の録音でも訴えられるのか。

(改良点の参考となる感想)

- ・ 最近法律の番組が多いから知っている事が多かった。
- ・ 中学の時に聞いたので知っている話ばかりだった。
- ・ もっと具体的な話が聞きたい。
- ・ クラス単位で講座すればいいと思う。
- ・ 被害にあった人の意見も入れれば良いと思う。
- ・ もう少し時間があればよいと思う。
- ・ インターネット通販についてももう少し詳しくやって欲しかった。
- ・ 会場が広くて声が聞こえにくかった。
- ・ 話で聞くと引っかかるわけがないと思うが、実際にあってしまうと、きちんとできるかわからない。
- ・ 甘い言葉で弱者を誘惑するのが気に入らない。今日の話聞いても、実際そのような境遇になったらどうなるか正直わからない。
- ・ どのような対策をとるのかも教えて欲しかった。
- ・ 実際被害にあい各機関でのそれぞれの解決までにかかる時間やお金の具体例が知りたかった。
- ・ 知っている話が多かったので、もっと知らないことを教えてほしかった。
- ・ 「～はしちゃだめ」っていうだけじゃなく、一人暮らしで何をどうすればいいかを教えて欲しかった。
- ・ だまされる人は、どうしてだまされるのか。
- ・ だまされないための極意。
- ・ 効率がよく、なおかつ犠牲の少ない断り方。
- ・ これからやらなければいけない手続や書類について(？おそらく下宿を念頭においてか)。
- ・ 今日の内容は、家庭科でやったのとほとんど同じだった。司法書士の方ならではの生々しい体験談や恐ろしい取り立てなど普段聞けない内容を期待していた。

- ・ 具体的にどういう法律で被害者の救済をするのか。
- ・ クーリングオフ制度の期限を過ぎてしまったらどうなるのか。救済はないのか。
- ・ アルバイトの見分け方。(注・就職商法かそうでないか)
- ・ (教員)現場でしか聞けない具体例があればよりよい。家庭科の内容と重複することを念頭に事前に家庭科ともリンクするなど打合せを充実させる必要あり。
- ・ (教員)寸劇の時は生徒は集中できていたので、彼らをもう少し使って話を進める等してもよかったと思う。
- ・ (教員)生徒の態度も悪いが(講師が)もう少し聞かせて欲しいと思う。
- ・ (教員)本校生徒に対して、まず、心をつかむことが大切に思う。ノ話のテンポや強調点などをpointをもって話さないと聞いてくれない。ノ生徒の姿勢が悪くてごめんなさい。
- ・ (教員)自分にはまだ関係がないと感じているように思われた。

(神奈川県司法書士会日司連等照会対策委員会)

神奈川県司法書士会日司連等照会対策委員会では、意見をとりまとめましたので、ここに提出いたします。

1 法教育の前に正しい歴史教育を

国民が自立的で社会責任を負った統治主体となりうる教育を目指すのであれば、憲法の理解が不可欠である。日本国憲法は大日本帝国憲法の改正という形で成立したが、大日本帝国憲法の成立からどのような歴史を辿って日本国憲法が成立されたのかを正しく理解しなければならない。憲法は、国民主権や基本的人権の尊重という、我が国の基本原則や人類普遍の原理を定めているが、国民が主権者であるとの自覚や、国民が人権を尊重するようになるためには、そうではなかった時代からの正確な歴史を知る必要がある。例えば、戦争等の日本と他国の関係においては、他国の人の意見も取り入れるなど、大胆な教科書改革から始めてみてはどうか。ドイツやポーランドで行なっているように、日本の歴史教科書を中国や韓国の歴史学者と共同で作るのである。

法教育には正しい歴史教育が不可欠であり、それなくして国民が統治主体とはなりえないと考える。

2 民主主義プロセスの重要性

民主社会における「法」とは、個人の尊重と主体的なルール作りそのものである。「法教育」においては、民主主義のプロセスを身につけさせることが重要であり、法律や社会システムそのものを教えることとは区別しなければならない。現在、緊急にやらなければならない課題は、民主主義プロセスを身につけさせることであるが、それは方法論において注意を要する。すなわち、高圧的抑圧的な手法で、民主主義を説いても、それが身につくはずはない。法教育は人間関係そのものであり、参加型教育において、それぞれが感じたことを大事にし、そこから「気づいていく」手法を幼児教育から取り入れる必要がある。

例えば、アメリカの幼稚園では、園児に、ブランコに並ぶ順番をどうやって決めたらいいかを議論させているが、自分たちが納得して決めたルールであれば、何の罰則がなくとも、自然とそのルールは守られる。議論する過程で、自分の考えをはっきり述べていく力をつけると同時に、他人の考え（あるいは考えている気持ち）を尊重しなければならない理由を学ぶ。また、自分たちが他人（の考えあるいは言葉にはならない態度等から読み取れる感情等）を尊重することができるには、当然、「聴く力」がなくてはならない。そのためのスキルを教える必要もある。初等中等期においては、法律知識でなく、判断のプロセスを大事にした無意識のうちに法的思考が働くような教育カリキュラム・環境づくりが必要である。

3 論点整理に関するその他の意見

「論点整理」では、法教育を誰に対して行なっていくべきかについて、主に学校における教育を対象としているが、社会人、主婦、高齢者等も視野に置いた法教育を考えるべきである。成熟した社会を目指すためには、「大人」に対する法教育も不可欠である。

法教育において、法律専門家の活用は不可欠であるが、くれぐれも、今回の法教育論議が、法律職能の自慢話や職域拡大の論議にならないよう注意を要する。また、外部講師には、法律専門家に捉われることなく、ミディエーターやファシリテーターの方々も対象にすべきである。

今の子どもたちのこと、学校教育の現場がどのような状況にあるかを知らないで、法

教育を論ずることはできない。学級崩壊や登校拒否、学力低下など様々な問題がある。それらの問題を解決する方法は学校によって異なるように、法教育の具体的な方法は学校によって異なるべきである。中央からの押し付けで「法教育」が行なわれるようであれば新たな弊害を生み出すだけである。教材例、指導例は多様であるべきであり、どれを使用するかは現場の判断にまかせるべきである。また、教材例や指導例の作成には、ミディエーターやファシリテーターに関する文献も参考にすべきである。

「詰め込み教育」、「ゆとり教育」の弊害をじっくり検証し、大局的に考え、もっと幅広い分野からの意見聴取をしながら検討することを望む。

（全国青年司法書士協議会）

全国青年司法書士協議会（以下全青司という）は、全国各地の青年司法書士約2400名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与する」ことを目的として日々活動している任意団体です。

この度貴研究会で検討されている法教育については、『国民一人ひとりが統治客体意識から脱却し、自立的かつ社会的責任を負った統治主体』となるため、また『法の支配、法の精神がこの国の血となり、肉となる、すなわち「この国」がよって立つべき、自由と公正を核とする法（秩序）が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるため』（司法制度改革審議会意見書）に不可欠であると考え、司法制度の一翼を担う職能としてその推進に賛成するものです。そこで、現在、主に高校生に対する消費者教育を中心に全国各地で実践をしている立場から、「論点整理」に対する意見を提出いたします。

1 高校生への消費者教育から見てきた初等教育からの法教育の必要性

司法書士は、地域に根ざし、生活に密着した法律問題を中心に日々執務をする中で、特に多重債務、悪質商法などの問題と多く接してきた。そして、少しの法律知識があれば、あるいは法的手続に容易にアクセスできれば、損害の発生や拡大を防げたのではないと思われる事例が多数存在することを知っている。既に貴研究会に対し、日本司法書士会連合会（日司連）による報告があったとおり、司法書士は全国各地で消費者教育を中心とした法律教育事業を行っているが、これは上記経験に基づき、事後対応だけでは健全な取引社会は実現しないという危機感が生んだ必然的な活動であると認識し、現在も全国の単位司法書士会の事業以外に、全青司独自でも講師派遣等を行っているところである。しかし、司法書士だけでなく弁護士会や消費生活センター等による活動も行われているにもかかわらず、若者を狙った悪質商法は手法を変えて存続し、決して被害はなくなる。多重債務問題も同じである。司法書士は消費者教育活動を「予防司法」と位置付けているが、現実には「予防司法」によっても予防しきれないという限界を感じている。契約締結について言えば、契約から発生する結果を判断し、不要であれば断る能力が必要である。そのためには「契約とは何か」という基本概念について、早い段階から身に付けておく必要があり、法教育においてもしくはその前提として「自らの権利や意見を主張する力」の養成が不可欠である。その意味で法教育の消費者教育に与える効果は大きいと考える。

2 子ども自身が主体である

司法書士による消費者教育においても、企業と消費者の格差の問題に着目した「消費者の権利」という考え方や、今を生きる存在として子どもの人権について少しでも意識

できる機会となるよう実践している者もいる。子ども達が単に役に立つ知識を習得するだけではなく、法や司法を自らのものとして体感できてこそ、統治客体からの脱却ができるものと考えからである。わが国においては、依然法や司法に対するネガティブなイメージが存在するが、まずはこれを身近なところから取り除き、法や司法を利用し、創造する権利があることを伝えることが必要であり、これは大人になってからではなく、今現在子ども達が有している権利として伝えなくてはならないことである。しかし、現在子どもにとって法は無縁の存在であるばかりか、子どもは主に保護すべき対象として法の「客体」として扱われている状態であるといえる。そこで、法教育においては、大人が子どもに対して単に法を遵守することを教授するだけの「客体」教育にならないよう格段の配慮が必要である。とりわけ学校・教員との関係においては、子ども一人ひとりが個人として尊重される環境が保持されることが必要であり、時には校則のような学校内のルールや、大人たちの言動がこれらと矛盾する存在となることを自覚しながら実施されることを求める。

3 学校と法律実務家が各地域で連携する

法教育の実施にあたっては法律実務家を積極的に活用するべきであるが、その際には教員と間で十分に趣旨を理解し合い、授業と一体となって実施されるべきである。現在法律実務家が行っている授業のほとんどが単発のものであり、子ども達の前提知識がどの程度かについて調査や打ち合わせが不十分なまま行われることがあるなど、効果的でない面がある。少なくとも法律実務家の授業の前後において教員による関連項目の授業が行われ、相互に補完しあう関係でなくてはならない。全青司では、「市民法律教室シンポジウム」という名称で年に一度消費者教育や法教育について考えるシンポジウムを開催している。5回目となった昨年は北海道の女満別町という、いわゆる司法過疎地において開催したが、その企図としては、地域の教育機関・行政・法律専門家が相互に期待するものを議論することであり、一定の効果があつたものと思う。司法が「あまねく社会に浸透」するためには、初等教育においてもまた、司法過疎地においても法教育が実施される必要があり、各地域の法律実務家はその量的、質的給源として責任を担うべきであると考ええる。

(男性、51歳、福島県、福島県司法書士会所属)

1 現状認識と課題

「法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体が支えるべきものである」との認識には同感である。第一義的には「自らの権利は自らが守る」という意識のもとで社会生活が営まれるべきであるが、多くの日本人が抱く「国や専門家にお任せしていれば自らの安全は保たれる」との安易な考え方は長年の教育(しつけ)で染み付いた言わば国民性であり、この意識を変えるのには多くの難しい面がある。

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力を身に付ける「生きる力」に重点を置く「新しい教育」においては、その判断や行動の基準となる法や司法制度の理解が必要不可欠の要素となるべきである。

しかし、「法教育等」の実施に必要な 学習指導要領における明確な位置づけ システム構築(発達段階に応じたカリキュラム) 指導者養成(教員自らが学習する機会の充実)と教員の日常教育指導環境の整理 学習機会の多様化等早急に検討実施すべき課題は多いのが現状であろう。

以下若干のコメントを記す。

2 発達段階に応じた法教育システム

小中高それぞれの発達段階における「法規範に対する理解度」に配慮したカリキュラムの構築が必要であるが、「小学校高学年では について学習する」程度に留め、あまり細分化・硬直化したものにならない配慮が必要と考える。

法教育に限らず、就学前の乳幼児期における「家庭教育」の重要性が叫ばれている。当然のことである。しかし、「鉄は熱いうちに打て」と言われるように出産を迎える夫婦に対し「親の言動が子供に及ぼす影響」を指導することがそのスタートになる。家庭教育手帳の配付だけでなく、産婦人科医院や保健所、そして就業している企業等の協力を得て、夫婦が真剣に受講できる時間を確保した上で、理解し易い具体的な事例研修が必要である。身近で子育てを体験する機会が少ない若者には「子育てに夢と安心感を持てる」支援システムが大切である。

3 学校・地域における法教育機会の確保

学校においては、現在でも、生活科・社会科・地歴科・公民科・家庭科・総合的な学習の時間等を有効に活用することが可能である。しかし、今後は、法教育科・消費者教育科等の科目を明確に確保し充実させる必要がある。

地域においては、一部すでに実施されているが中高生を対象とする職場体験学習（インターンシップ）等の大人社会における規範意識の重要性を認識するような機会の提供も有効と考える。

裁判所における実地学習は重要である。特に中高生には、庁舎見学だけでなく、実際の裁判傍聴が大変重要でありインパクトが強いものとする。

4 教員だけでなく法律実務家の協力は不可欠

現在も、司法書士会・弁護士会・税理士会・社会保険労務士会等の法律専門家が様々な工夫を凝らし、学校・教育委員会等と協力しあいながら、子供達に法教育の実践を行っている。今後は、これら学外の法律専門家、消費者センター、PTA、自治体等がネットワークを構築し、持ち味を生かした（提供できるプランの明示）有機的な活動を展開していく必要があると考える。

これら外部団体と折衝する窓口は学校であり、学校側が多くの選択肢から選別し易くする工夫が必要と考えるからである。

5 基本的な教育すべき内容

法と司法制度の必要性とその意義

日常の行為が生み出す法的効果

人間としての権利と責任等

これらの底流として人権意識・ジェンダーフリーがある。

6 教員の質の確保等

教員の教科指導能力の欠如は問題外であるが、一社会人としての倫理・法規範の遵守意識が欠如している事案が多発していることを憂慮している。まずは、教員に対する法教育が喫緊の問題である。大会場でマニュアルによる集合研修を行うより、少人数のゼミナール形式で自らの問題として繰り返し考えさせる方法が有効と考える。

新分野の研修に要する時間が増えることは已むを得ないが、「法教育」そのものに対して教員が新たな負担（お荷物）と受取り、おざなりにすることがないように工

夫が必要であろう。

子どもの健やかな成長を願う親たちは、日頃、教員が子どもと真剣に向き合ってくれる時間の少ないことを憂慮している。度々変わる文部科学省の方針で、教員の日常事務（学級経営、日報・週報・月報等事務）が今まで以上に増加することを避け、逆に減量化を図ることにより、教員自身も「ゆとり」を持って子どもと接することができるようにすべきと考える。

（女性，42歳，大阪府，大阪司法書士会所属）

私は、大阪司法書士会に所属する司法書士です。ジェンダー法学会会員でもあります。

私は、大阪司法書士会・大阪青年司法書士会共催による「高校生法律講座」の講師団の一員として、平成12年以降毎年数校の講座を受け持ち、消費者教育に関与してきました。

また、親として、子どもの成長に合わせて、小・中・高校の教育内容にふれ、PTA活動をし、現場の教員と交流をしてきた経験もあります。

これらの経験に基づき、法教育の導入に基本的に賛成する立場から、法教育研究会の平成15年12月26日付「論点整理」に関して、以下のとおり、意見を述べさせていただきます。

【意見骨子】

- 1 **（基本理念）**法教育の導入・実施にあたっては、ジェンダーの視点に留意し、男女共同参画の進展に留意した指導が行なわれるよう徹底すべきである。
- 2 **（導入方法）**法教育の導入にあたって、個別具体的な法律や司法制度に関する知識伝達教育が切り捨てられないよう、また他教科の切り捨てにつながらないよう徹底すべきである。
- 3 **（ねらい）**統治主体たる国民として、立法過程に積極的に関与することの重要性をつかむことが、法教育のねらいにとって重要な手法であることを、国民一般に広く理解を得られるようにすべきである。
- 4 **（教材）**教材の選定にあたっては、題材として取り上げやすい刑事事件等に偏らず、実社会で対峙することが多い私法分野や、子どもたち自身の身を守るための法律からも幅広く事例を提示すべきである。
- 5 **（担い手）**法教育を担う教員養成に関する必要な措置をとるべきであり、教員研修支援・教材開発支援が可能な司法書士等の法律実務家も、積極的に活用すべきである。
- 6 **（導入支援）**「意欲的な学校や教員」のみの取り組みではなく、すべての学校・教員が法教育に取り組みるように、専任教員配置など必要な予算措置をとるべきである。

【意見】

第1 法教育におけるジェンダーの視点の必要性

生物学的性差に対し、歴史や社会によって後発的にイメージされ作られた社会的文化的性差をジェンダーという。ジェンダーに基づくイメージが、ステレオタイプ化した男女観として固定化してしまい、男は、あるいは女はこうあるべきという偏見や思い込みをしてしまうことがあり、これをジェンダーバイアスという。

そもそも人は、個人個人の能力・適性により生き方を選択し、かけがえのない個人として尊重される権利を持っている。人の個性は、男女の差によって決まるのではなく、個人個人が人間として生まれて成長する過程で、様々な教育を受け、能力や適性を引き出され、自ら学んだ結果として決まっていく。ジェンダーバイアスに

よってこの成長の過程がゆがめられ、一方の性に対して個人の能力や適性が引き出されなかったり、押し付けられたりする教育や社会のしくみはないか、十分に注意を払っていく必要がある。とりわけ、自律的かつ責任ある統治主体たる国民を育てようとする法教育のねらいを考えると、その実施過程をジェンダーの視点により検証し、男女共同参画の進展に資するものであるかを常に問うことが重要になると考える。

昨年7月8日に、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）により日本政府提出のレポートに関する審議が行われ、7月18日、CEDAWの最終コメントが発表された。CEDAWは、この最終コメントにおいて、日本政府に対し、日本の社会に残存する男女差別の撤廃に関するいくつかの問題点と課題を勧告した。

教育に関する問題では、CEDAWは「日本では、家庭や社会における男女の性別役割分担と責任について、根強く固定的なステレオタイプが存続していること、また、それが、労働市場における女性の現状や、教育上の選択、政治的・公的分野における女性の低い参画率などに反映されていること」に懸念を表明し、日本政府に対し、「男女の役割に関する現在のステレオタイプに基づいた態度を変えるために、教育制度において、人権教育と男女平等研修を含めた総合的なプログラムを開発・実施し、（女性差別撤廃）条約と男女平等にむけた政府の決意についての情報を広く知らせる」ように、勧告をした（最終コメント・パラグラフ23，24）。

また、法教育のねらいとされる、統治主体として社会の運営に参画するために必要な資質や能力を養成する問題に関連して、CEDAWは日本における意思決定過程への女性の参画率が低いことに懸念を表明し、日本政府に対し、「政治的および公的活動における女性の参画率を増加させるためのさらなる方策」をとることを勧告し、「意思決定における女性の参画の重要性についての啓発キャンペーンを実施すること」も強く要請した（最終コメント・パラグラフ31，32）。

以上のCEDAWの勧告内容、及び、日本国憲法、男女共同参画社会基本法の趣旨をふまえ、研究会が初等中等教育における法教育のプログラムを示す際には、

- 1 本プログラムの実施にあたっては、男女の役割に関するステレオタイプに基づいた教材選定や授業実践をしてはならないこと
- 2 主権者としての意思決定機関には、男女が平等に参画すべきであり、こうした機関への女性の参画率向上のため、とりわけ女子生徒に対して参画の重要性を理解させる工夫が必要であること

が、総論ないし留意事項として提示されるべきであると考ええる。

このような視点から、研究会の進める法教育の目標設定、教材開発等に対し、男女共同参画の専門家、ジェンダー法学の専門家（ジェンダー法学会では、中等教育機関も含めたジェンダー法学教育の構想も研究テーマとしている）の助言を受けるべきではないかと考える。

注 ・ CEDAW最終コメントの引用訳文は、赤松良子・山下泰子監修「女性差別撤廃条約とNGO 「日本レポート審議」を活かすネットワーク」（2003年、明石書店）、146頁、148～149頁による。

第2 法教育等における知識伝達教育の位置付け、他教科との関連について

研究会が、論点整理において提示している法教育は、主として法や司法の意義・理念の理解、紛争解決などの「技能・能力養成」を目標としている。この目標設定

自体は、重要な問題であり、妥当であると考える。

しかし、「技能・能力養成」である法教育と、個別具体的な法律や司法制度に関する「知識伝達教育」としての法関連教育とは、いわば車の両輪であり、相互に補完しあって相乗効果のあるものである。法教育の導入にあたっては、これまで実践されてきた法に関連する「知識伝達教育」が切り捨てられないことがないよう徹底すべきであると考える。

また、現状の教育現場には、週休2日制導入による授業時間数減という大きな問題があり、新たな教育プログラムを導入する場合、ともすれば現在実施されている何かを切り捨ててしまう、あるいは、切り捨てざるを得ない状況が予想される。低学力化への国民一般の不安がある中で、法と関連の無い社会科の他の分野（地歴分野など）や、社会科以外の教科等を削減して法教育を導入するのではないかと受けとめられたり、あるいは実際にそのように学習指導要領等の改定を考えているのであれば、国民一般の理解は得られないと考える。

研究会がプログラムを示すにあたっては、法教育が、社会科だけでなく、様々な教科や学校教育のあらゆる場面（たとえば特別活動）においても導入可能なプログラムであること、小学校低学年から発達段階に応じて少しずつ積み重ねていくプログラムであることなどを、広く国民全体にも広報し、理解を得ていく必要があると考える。

第3 法教育のねらいについて

少年犯罪や非行等の報道に不安をもつ国民一般にとって、「法教育」という言葉でイメージするのは、法をしっかり守らせる教育ではないだろうか。しかし、守らせるという子どもたちにとって受身の教育では、統治客体意識から脱却できず、法は国民を拘束するためのものだという認識からも脱却できない。

ともすれば、親も学校も、法はあるのだから守れと、子どもたちに考えさせることなく結果のみを示しがちである。しかし、法がなぜあるのか、どのように法を使えば自らを生かし他者を尊重できるのかという法の趣旨・活用能力等を子どもたちが能動的に学ぶことを通じて、法を守ることの意味そのものを理解させるということとはとても重要である。

そこで、法教育の重視すべき内容として、国民は自律的かつ社会的責任を負った統治主体であり、自らの権利を守り生かすために法を作り上げる過程に積極的に参加し、そうして作り上げた法ゆえにこれを守って他者の権利も尊重していくという立法過程の理解を重視し、そのために子どもたちにとって能動的な実践方法を工夫しようとする研究会の考えは、とても重要であると考える。

研究会は、立法過程を学ぶことの重要性を広く国民一般に理解を得られるよう広報していただくと同時に、効果的な実践方法についてより深い研究をしていただきたいと考える。

第4 法教育等における教材選定について

法教育等の教材の選定にあたっては、題材として取り上げやすい刑事法分野の事例、刑事模擬裁判の利用だけに偏ることのないように留意すべきである。

子どもたちが実社会に巣立ったとき、すぐに必要になるのは消費者法や労働法に関する知識であり、民法、商法等を含めた民事紛争の解決手続きの知識と手法である。子どもたちの発達段階に応じた教材選定が必要ではあるものの、これらの分野

からも教材を選定し、プランを提示する必要があると考える。

また、子どもたち自身の身を守るために切実な問題である「児童虐待の防止等に関する法律」、自らが被害者にも加害者にもなる可能性がある「ストーカー行為等の規制等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」からも事例を提示し、必要な知識も伝達すべきである。

脱暴力の課題は、法教育がめざす民主的討論手法を用いた紛争解決能力の養成とも関連する重要課題である。たとえば、高校生向けのデートDV防止のための3時間の授業プランを示した 山口のり子・アウェア (aware) 著「デートDV防止プログラム実施者向けワークブック 相手を尊重する関係をつくるために」(2003年、梨の木舎) というテキストがある。グループ討論、ロールプレイも取り入れ、暴力を使わないコミュニケーション手法の習得をめざした優れた実践プランで、法教育の実践プラン例としても利用可能なものである。是非、研究会においても参考にしていきたいと考える。

第5 法教育を担う教員養成と法律実務家の活用について

手元にデータは無いが、おそらく、法学部出身の教員、専門の法学教育を受けた教員が各学校に配置されている割合は極めて少ないのではないだろうか。教員自身が法教育の目標とする能力を習得しえていない可能性すらある現状において、法教育を導入してそのプログラムを実施することは困難なことでありと予想される。

一方で、司法書士等を中心として、法律実務家が学校教育の現場に参画し、法関連教育を担ってきた実績がある。

私の所属する大阪司法書士会・大阪青年司法書士会共催の高校生法律講座では、毎年大阪府下の全高等学校に実施案内をし、予防司法の観点からの消費者教育を実践している。希望があった学校のみでの実施ではあるが、私たちの講座の目標は、法教育のねらいとして考えられる目標とも一致するものである。4年間の講座実施を経て、交流のできた教員との間で、来年度には、講座をさらに発展させて法教育型の消費者教育ができないか、一部で共同研究もスタートできる見込みである。講師についても、大阪府下全域に会員を持つという司法書士ならではの利点を生かして、地元校への講師派遣と、そのための講師団組織化にも力を入れている。

簡易裁判所での訴訟代理関係業務もその職務分野となった司法書士は、これから様々な分野の事件も扱うようになる。したがって、司法書士は、法教育の導入の趣旨を踏まえて、消費者法分野を中心に、今後も様々な教材提案をしていけると考えている。

しかし、法教育を実施する主役は、やはり教員であり学校である。法教育を担う教員の養成方法の検討は、法教育導入にあたって緊急の課題である。そして、教育のプロである教員が最も効果的な実践プランを作成できるように、法教育の意義・手法の研修、教材提案その他の支援をすることが、法教育実施における司法書士等の法律実務家の役割だと考える。

研究会は、法律実務家と教育専門家である教員とを結びつけ、法律実務家による教員研修・養成への協力、教材開発への協力、教員をサポートしての共同授業の実施などが容易にできるような方策、予算措置などを検討すべきであると考えている。

第6 すべての学校で法教育を導入するために

私自身が、親として、また高校生法律講座の講師として、小・中・高校の教育現

場を見て、教育現場の教員と交流してきた経験から、研究会で是非検討していただきたいと感じている問題は、現場の教員がいかにも多忙であるかということである。少子化の影響かもしれないが、学校に配置されている教員の人数が少なく、学級経営、校務分掌、クラブ指導、諸会議等にてんてこ舞いの教員の実情がある。

法教育においては、日常のトラブルの解決手法といった、身近な問題からの総合的な取り組みが期待されている。現状の教員の多忙さを解消することなく、すべての教員が教材研究、事例検討をするゆとりがないままでは、法教育を教育現場に導入することは、極めて困難ではないだろうか。このことは、研究会の論点整理においても現状認識として「意欲的な学校や教員は」法関連教育に取り組んでいるという指摘、裏返せば、意欲ある者しか取り組めていないのだということからも判明する。

法教育は、主権者であるすべての国民に対してなされるべき教育であり、研究会の提示するプランは、提示だけでやりたい学校や教員だけがやればいいというものであってはならず、すべての学校・教員が取り組めるよう、必要な措置を講じる必要がある。

そこで、法教育の導入にあたっては、その前提として、各学校に対する教員配置を増加させ、教員が十分な教材研究、事例検討をする時間的余裕ができるように、必要な予算措置を講じるべきである。そのうえで、可能であれば、少なくとも各学校に1名の法教育専任教員を配置し、総合プログラムの開発、教員の研修等にあたらせるべきであると考えらる。